

米原市人権施策推進計画 進行管理調査票 目次

章	実施項目	施策の基本方向等	担当課	計画 頁
2	(1) 人権教育の推進	①就学前教育		
		・米原市保育の指針に基づく人権保育の推進	保育幼稚園課	P 1
		・保育料の軽減（保育所および幼稚園）	保育幼稚園課	P 1
		②学校教育		
		・学校における人権教育の推進	学校教育課	P 2
		・教職員研修の実施	学校教育課	P 2
		・人権教育および啓発に関する学校への貸出支援	図書館	P 2
		③社会教育		
		・出前講座・まなびサポーター事業	生涯学習課	P 3
		・人権教育推進事業	生涯学習課	P 3
		④家庭教育		
		・養育支援訪問事業	子育て支援課	P 4
		・冒険遊び場事業	子育て支援課	P 4
		・子ども会事業	子育て支援課	P 4
		・教育講演会	子育て支援課	P 4
	・家庭の教育力向上事業	生涯学習課	P 4	
	(2) 人権啓発の推進	①市民啓発		
		・きらめき人権講座の開催	生涯学習課	P 5
		・地域人権リーダー研修会の実施	生涯学習課	P 5
		・ハートフル・フォーラムの自治会での実施	生涯学習課	P 5
		・人権教育および啓発に関する図書の整備と提供	図書館	P 5
		②企業啓発		
		・入札参加資格審査の主観点評価項目	管財課	P 6
		・企業内人権研修推進のための窓口担当者設置	商工観光課	P 6
		・企業・事業所向け研修会の開催	商工観光課	P 6
		・企業・事業所訪問の実施	商工観光課	P 6
		・街頭啓発	商工観光課	P 6
・広報紙等による啓発		商工観光課	P 6	
③行政職員研修				
・市職員人権研修		総務課	P 7	
・米原市同和対策本部（啓発企画委員会）の取組		人権政策課	P 7	
・同和教育推進本部研修会		生涯学習課	P 7	
④啓発教材の活用				
・人権啓発冊子の活用		人権政策課	P 8	
・人権啓発教材の活用	生涯学習課	P 8		
3	(1) 同和問題	●啓発活動の推進		
		・人権を考えるつどい	人権政策課	P 9
		・街頭啓発	人権政策課	P 9
		・人権作品募集による市民啓発	人権政策課	P 9
		・広報等による啓発	人権政策課	P 9
		●同和教育の推進		
		・人権擁護推進員研修会	人権政策課	P 10
		・学校教育における人権・同和教育の推進	学校教育課	P 10
		・同和教育の推進	学校教育課	P 10
		●地域総合センターの活用と今後の在り方		
		・地域総合センターの活用および今後の在り方検討	人権政策課	P 11
		●えせ同和行為の排除		
	・広報等による啓発	人権政策課	P 11	
	(2) 子どもの人権	●子どもの人権を守るための啓発		
		・自立相談支援事業（学習支援）	社会福祉課	P 12
		・子ども家庭相談室相談事業	子育て支援課	P 12
		・米原市子ども条例の啓発	子育て支援課	P 12
		・あいさつ運動の実施	子育て支援課	P 12

米原市人権施策推進計画 進行管理調査票 目次

章	実施項目	施策の基本方向等	担当課	計画 頁
3	(2) 子どもの人権	●就学前保育・教育		
		・乳幼児健診・育児相談事業	健康づくり課	P 13
		・障がい児通園事業	社会福祉課	P 13
		・人権保育の推進に向けた取組	保育幼稚園課	P 14
		・保育参加、子育てに関する講演会、座談会	保育幼稚園課	P 14
		●いじめや虐待防止等への取組の推進		
		・いじめ問題対策連絡協議会の開催	人権政策課	P 15
		・若者自立ルーム「あおぞら」事業	子育て支援課	P 15
		・CAPプログラムによる人権教育	子育て支援課	P 15
		・児童虐待防止推進月間等における広報等による啓発	子育て支援課	P 15
		・養育支援訪問事業（再掲）	子育て支援課	P 15
		・民生委員・児童委員への啓発	子育て支援課	P 15
		・子ども家庭支援ネットワーク事業	子育て支援課	P 16
		・少年センター事業	子育て支援課	P 16
		・いじめ問題専門委員会(M-SIP)の開催	学校教育課	P 16
		●子育て支援サービスの充実		
		・福祉医療費助成事業（乳幼児・児童生徒）	保険課	P 17
		・児童扶養手当等経費支給事業	子育て支援課	P 17
		・放課後児童クラブ事業	子育て支援課	P 17
		・児童手当経費支給事業	子育て支援課	P 17
	・ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	P 18	
	・園における子育て支援	保育幼稚園課	P 18	
	・地域の子育て支援（子育て支援センター事業）	保育幼稚園課	P 18	
	(3) 女性の人権	●男女平等の意識づくり		
		・男女共同参画審議会の開催	人権政策課	P 19
		・男女共同参画講演会	人権政策課	P 19
		・男女共同参画センターの活用	人権政策課	P 19
		・広報等による啓発	人権政策課	P 19
		●男女平等のための教育・学習		
		・男女平等のための人権教育の推進	学校教育課	P 20
		●男女平等の社会づくり		
		・男女共同参画市職員研修	総務課	P 20
		・審議会・協議会委員の選任	総務課	P 20
		・市職員の人事配置	総務課	P 20
		・特定事業主行動計画	総務課	P 20
		・あさ活・ゆう活	総務課	P 21
		・女性人材バンク「なでしこネット」	人権政策課	P 21
		・女性自治会役員の選任	地域協働課	P 21
		・女性消防団員の活動	防災危機管理課	P 21
		●女性に対するあらゆる暴力の根絶		
		・総合相談窓口の設置	人権政策課	P 22
		・DV相談窓口の設置	子育て支援課	P 22
・ひとり親家庭支援		子育て支援課	P 22	
・ひとり親家庭等の住宅支援対策		子育て支援課	P 22	
(4) 高齢者の人権		●安心ネットワークの構築		
	・緊急通報システム事業の実施	くらし支援課	P 23	
	・配食サービス事業の実施	くらし支援課	P 23	
	・地域支え合い活動の推進	くらし支援課	P 23	
	●認知症高齢者対策の充実			
	・予防対策事業	健康づくり課	P 24	
	・認知症対策推進事業	くらし支援課	P 24	
	●地域包括ケア対策の充実			
・介護基盤整備・開設準備経費補助、人材育成	くらし支援課	P 25		
・地域包括ケア体制の構築	くらし支援課	P 25		

米原市人権施策推進計画 進行管理調査票 目次

章	実施項目	施策の基本方向等	担当課	計画 頁
3	(4) 高齢者の人権	●高齢者の生きがい活動・社会参加の促進		
		・老人クラブへの支援	くらし支援課	P 26
		・シルバー人材センターへの支援	くらし支援課	P 26
		・高齢者いきがいバス運行事業	くらし支援課	P 26
		・高齢者等居場所づくり事業	くらし支援課	P 26
		●だれもが暮らしやすいまちづくり		
		・米原安心安全なまちづくり市民大会	防災危機管理課	P 27
		・介護保険制度全般	くらし支援課	P 27
		・介護用品助成事業	くらし支援課	P 27
		・訪問理容サービス事業	くらし支援課	P 27
		・高齢者等住宅除雪支援事業	くらし支援課	P 28
		・バス乗車助成事業	社会福祉課	P 28
		・権利擁護・虐待防止の推進	くらし支援課	P 28
		・道路網整備計画に基づくバリアフリー化の促進	建設課	P 28
	・市営住宅等の適切な維持管理	都市計画課	P 28	
	(5) 障がい者の人権	●障がいと障がいのある人への理解促進		
		・市職員研修の実施（障害者差別解消法）	総務課	P 29
		・ボランティア養成事業	社会福祉課	P 29
		・権利擁護・虐待防止の推進	社会福祉課	P 29
		●社会参加の支援と雇用・就業の促進		
		・市職員における障がい者雇用対策	総務課	P 30
		・社会参加支援事業	社会福祉課	P 30
		・発達障がい支援事業	社会福祉課	P 30
		・企業への障がい者雇用の促進	商工観光課	P 30
		●保健・医療と生活支援の充実		
		・福祉医療費助成事業（重度心身障がい者および心身障がい者）	保険課	P 31
		・医療保健体制整備事業	健康づくり課	P 31
		・保健センター管理事業	健康づくり課	P 31
		・自立支援給付事業	社会福祉課	P 31
		●安心して暮らせるまちづくり		
		・要配慮者の支援体制整備	防災危機管理課	P 32
		・意思疎通支援事業	社会福祉課	P 32
		・地域生活支援事業	社会福祉課	P 32
・障がい者配食サービス事業		社会福祉課	P 32	
・道路網整備計画に基づくバリアフリー化の促進（再掲）		建設課	P 32	
・市営住宅等の適切な維持管理（再掲）	都市計画課	P 33		
・福祉教育の推進	学校教育課	P 33		
(6) 外国人の人権	●外国籍市民への生活支援			
	・外国語通訳設置	人権政策課	P 34	
	・外国語版広報の発行	人権政策課	P 34	
	・外国語版絆バトンの作成	人権政策課	P 34	
	・外国籍市民緊急指さしカードの作成	人権政策課	P 34	
	・外国語による防災情報の提供	人権政策課	P 34	
	・日本語教室の開催	人権政策課	P 35	
	・地域防災への参加促進	防災危機管理課	P 35	
	●ボランティア等の育成			
	・通訳ボランティア等の募集	人権政策課	P 36	
	●多文化共生意識の醸成			
	・多文化共生イベント等の実施	人権政策課	P 37	
	・広報紙やパンフレット、講演会の開催による啓発	人権政策課	P 37	
・国際交流推進事業	政策推進課	P 37		
・多文化共生教育の推進	学校教育課	P 38		

米原市人権施策推進計画 進行管理調査票 目次

章	実施項目	施策の基本方向等	担当課	計画 頁
3	(7) 生活困難者の人権	●生活保護受給者の自立支援		
		・生活保護事業	社会福祉課	P 39
		●生活困窮者の自立支援		
		・自立相談支援事業（就労支援）	社会福祉課	P 39
		●生活困窮者の自立支援に向けた庁内外の相談体制の確立		
		・自立相談支援事業（相談体制の確立）	社会福祉課	P 39
	(8) 労働者の人権	●相談体制の充実		
		・企業・事業所訪問等による相談の実施	商工観光課	P 40
		●労働に関する啓発		
		・企業・事業所訪問等による啓発活動の実施	商工観光課	P 40
		●学校教育での充実強化		
		・労働者についての教育の推進	学校教育課	P 40
	(9) その他様々な人権	●H I V感染者等に対する啓発		
		・H I V感染者等に対する啓発	健康づくり課	P 41
		・エイズ・性感染症教育の実施	学校教育課	P 41
		●性同一性障害者・性的指向に関わる人権問題		
		・性的マイノリティについての教育の推進	学校教育課	P 41
		●刑余者の人権		
		・社会を明るくする運動の実施	社会福祉課	P 41
		●インターネット等による人権侵害		
		・Facebookページ等による情報発信	情報政策課	P 42
		・インターネット等による人権侵害に対する研修会の実施	学校教育課	P 42
		●災害と人権		
		・米原市地域防災計画の修正業務	防災危機管理課	P 42
		・避難行動要支援体制の構築	くらし支援課	P 42
		●個人のプライバシーの保護		
		・Facebookページ等による情報発信	情報政策課	P 43
・情報セキュリティポリシーの実施	情報政策課	P 43		
・住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度	地域協働課	P 43		
●新たな人権問題の特質や状況に応じた施策の検討				
4	(1) 推進体制の充実	①市の推進体制		
		・米原市人権尊重のまちづくり推進本部の取組	人権政策課	P 44
		・米原市同和対策本部の取組	人権政策課	P 44
		・米原市人権尊重のまちづくり審議会の取組	人権政策課	P 44
		・米原市同和教育推進本部の取組	生涯学習課	P 44
		②関係機関との連携		
	・国、県、関係機関等との連携	人権政策課	P 45	
	(2) 人権擁護の推進	①相談窓口の充実		
		・総合相談窓口の設置（再掲）	人権政策課	P 46
		・消費生活相談	地域協働課	P 46
		・空家等に係る諸課題解決に向けた庁内連携体制の確立	地域協働課	P 46
		・健康相談	健康づくり課	P 46
		・心配ごと総合相談事業	くらし支援課	P 46
		・弁護士による法律相談	くらし支援課	P 47
		・子ども家庭相談室（再掲）	子育て支援課	P 47
		・こころの教育相談	学校教育課	P 47
		②人権侵害に対する救済		
	・人権侵害に対する救済制度の確立	人権政策課	P 48	
(3) 推進計画の策定 および基本方針の見直し	・方針の見直しおよび推進計画の策定	人権政策課	P 49	
	・人権意識調査の実施	人権政策課	P 49	

2 人権意識の高揚を図るための施策について

(1)人権教育の推進	①就学前教育
------------	--------

人権施策基本方針P2

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
米原市保育の指針に基づく人権保育の推進	「米原市保育の指針」を基に、乳幼児の健やかな成長、発達を保障できるよう保育内容の充実を図る。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人ひとりの子どもの人権を大切にす保育を実践している。改定した「米原市保育の指針」を基に、子どもの24時間の生活と、0歳児から6歳児までの育ちを見通し、子どもの主体性を大切にしながら、乳幼児期にふさわしい体験を重ねることができるようにする。 全員研修会6月2日開催 就学前教育講座2回開催	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人一人の子どもの人権を大切にす保育を推進している。0歳児から5歳児までの発達に応じた保育を行い、日々の保育の振り返りや園内研究を通して人権感覚や人権意識の向上につながった。 全員研修会 6月2日実施 就学前教育講座 3月7日実施 特別支援講座 12月5日実施	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人一人の子どもの人権を大切にす保育を推進していく。また、「米原市保育の指針」を基に、発達に応じた保育を行い、乳幼児期の豊かな体験を通して、学びに向かう力を育むとともに、保育者の資質向上をめざす。 全員研修会 6月8日開催 就学前教育講座 2回開催	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人ひとりの子どもの人権を大切にす保育を実践している。0歳児から5歳児までの育ちを見通し、子どもの主体性を大切にしながら、乳幼児期にふさわしい体験を重ねることができるようにしている。人権保育の推進はどの園も長年継続して実施しているが、事業が形式化している面もある。職員の人権感覚・人権意識の向上が望まれる。	子どもの発達を保障するとともに、家庭や地域との連携を図り実践していく中で、一人ひとりの自尊感情を高め、人権感覚の芽生えを育む。	2:継続	保育幼稚園課
保育料の軽減(保育所および幼稚園)	保育料の軽減を行うことで、保護者の負担軽減を図る。	保育所保育料および幼稚園保育料軽減対象者 H28: 延べ人数6,450人、1,560人(実績) 保育料軽減額: 78,292,920円 H29: 延べ人数6,418人、1,530人(実績) 保育料軽減額: 84,196,080円 H30: 延べ人数6,500人、1,600人(目標)	平成30年度保育所保育料および幼稚園保育料軽減対象者(実績) 保育所保育料: 6,208人 幼稚園保育料: 1,572人 保育料軽減額: 81,186,440円	令和元年度実施目標(目標数値等) ※10月以降実施される幼児教育無償化により3歳児以上の保育料が無償化されるため軽減対象者目標数値を下げる。 保育所保育料: 4,100人 幼稚園保育料: 800人	少子化が社会的な課題となる中、保育料の軽減を行うことで、子育て支援を行う。18歳未満の兄弟姉妹の第2子以降の子どもが入所・入園した場合に保育料の無償化および軽減を行う。	仕事と子育ての両立を支援し、多子世帯の経済的負担軽減を図ることにつながり、子育て世代が安心して子どもを産み・育てる環境づくりに寄与することが期待できる。	2:継続	保育幼稚園課

2 人権意識の高揚を図るための施策について

(1)人権教育の推進

②学校教育

人権施策基本方針P2、3

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
学校における人権教育の推進	学校教育目標をもとにした人権教育年間計画を作成する。 発達段階に応じた人権教育を推進する。	市内全15校において、学校教育目標をもとにした人権教育全体計画に基づき、人権教育を推進する。	・市内全15校において、各校の人権教育全体計画に基づき、全教育活動を通して人権教育を実施した。	・市内全15校において、学校教育目標をもとにした人権教育全体計画に基づき、人権教育を推進する。	子どもたち一人ひとりが、確かな学力を身につけ、豊かな心とたくましい体を育む教育、特に様々な体験活動を通して課題解決のできる力を育む教育の一層の充実に努めるとともに、信頼される学校づくりを推進する。	人権教育にかかる全体計画や、発達段階に応じた年間計画に基づいた人権教育を推進することは、学校という学びの場において、自己の成長だけでなく、集団生活による社会性を身に付けることにもつながり、人権感覚豊かな学校づくりが期待できる。	2:継続	学校教育課
教職員研修の実施	人権教育にかかる学校訪問による教職員研修の実施	学校・園へ訪問する機会を捉え、人権教育および人権保育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。 公立校園の人権担当者を対象とした研修を実施し、人権教育に関する資質の向上を図る。 米原市人権教育研究大会運営に対して積極的に協力する。 本訪問時の研究会参加人数 平成27年度参加人数:282人(実績) 平成28年度参加人数:242人(実績) 平成29年度参加人数:253人(実績)	・公立校園(全21校園)の人権教育・保育推進担当者を対象に人権研修を実施した。20校園が参加し、部落問題、自尊感情をテーマに研修を行い、資質向上を図った。 ・米原市人権教育研究会(滋人教米原研究会主催)を開催し、実践レポートを通して研究協議を深めることができた。 平成30年度参加人数:253人(実績)	・学校・園へ訪問する機会を捉え、人権教育および人権保育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。 ・公立校園の人権担当者を対象とした研修を実施し、人権教育に関する資質の向上を図る。 ・米原市人権教育研究大会の運営が市教委との共催となったので、事務局と協力して準備・運営に当たる。	人権教育・保育にかかる訪問は、平成25年度から実施しており、一定の成果が得られていると考える。しかし、訪問を受ける学校によっては、行事や出張などと重なり、全職員が参加できないこともある。	人権教育を支える教職員の人権感覚を磨く研修の場と期待できる。	2:継続	学校教育課
人権教育および啓発に関する学校への貸出支援	小学校から依頼を受け、人権教育および啓発に関する図書を団体貸出するときに、図書の選定に役立つリストを作成する。	小学校で使用できる「人権」をテーマにした図書のリストを毎年更新する。 平成28年度 年間1回(実績) 平成29年度 年間1回(実績) 平成30年度 年間1回(目標)	小学校で使用できる「人権」をテーマにした図書のリストを更新した。	小学校で使用できる「人権」をテーマにした図書のリストを毎年更新する。 令和元年度目標 年間1回	様々な人権課題に関する蔵書の整備に努めているが、学年に合致した図書となると必要数の確保が困難な場合がある。また、書名だけでは人権を扱った図書かどうかの判断がつかない場合がある。	人権問題に関する知識や理解を深めることができる。人権問題解消に向けた人材育成に寄与する。	2:継続	図書館

2 人権意識の高揚を図るための施策について

(1) 人権教育の推進

③ 社会教育

人権施策基本方針P3

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
出前講座・まなびサポーター事業	出前講座とまなびサポーターのメニューにおいて人権に関わる講座を開設する。	各自治会やサロン、事業所等に講師を派遣し、人権意識・人権感覚を高める学習機会を提供する。ハートフル・フォーラム(地区別懇談会)においても出前講座活用の提案を積極的に行う。 平成28年度:3件(実績) 平成29年度:3件(実績) 平成30年度:5件(目標)	平成30年度:15件(実績) 内訳 ○人権ワークショップ&講話 12件(6月25日~3月5日) ○人権尊重のまちづくり 2件(12月5日・2月5日) ○多文化共生のまちづくり 1件(10月19日) 事業所等の研修の場での利用が9件、自治会のハートフル・フォーラムとしての利用が6件あった。講座受講者からは好評を博しており、市民人権意識の向上に寄与することができた。	令和元年度:15件(目標) 各自治会やサロン、事業所等に講師を派遣し、人権意識・人権感覚を高める学習機会を提供する。 ハートフル・フォーラム(地区別懇談会)においても出前講座活用の提案を積極的に行う。	他の種類の講座と比較して利用者が少なく、講座の活用について広報等で推奨を図る必要がある。(人権ワークショップ&講話、人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会づくりの3講座を開設している。)	出前講座やまなびサポーターの人権に関するメニューをハートフルフォーラム(地区別懇談会)や学校の授業で活用することで、広く啓発を推進することができる。	2:継続	生涯学習課
人権教育推進事業	米原市人権教育推進協議会と協力して、ハートフルフォーラム事業、各種研修会等を開催する。	部落差別問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解消に向けて、各種事業を推進する。人権講座や研修会で多様なテーマを取り扱い、参加者の裾野を広げて行く。各活動部会の活動を推進し、地域全体で人権教育、人権啓発活動を行う体制づくりに努める。	米原市人権教育推進協議会に対し、適正な財政的支援を行った。人権教育推進員が中心となって、各自治会で積極的にハートフル・フォーラムを実施していただけるように、ハートフル・フォーラムの進め方に関する研修会や人権意識の向上のための人権講座を開催した。 市内各校園の職員を対象に、人権保育・教育をベースにした集団づくりや仲間づくりをめざした研修会を開催した。 日時 3月1日(金) 演題 「部落差別の現状と今後の課題」 講師 高木 和久氏 参加数 24人	部落差別問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解消に向けて、各種事業を推進する。人権講座や研修会で多様なテーマを取り扱い、参加者の裾野を広げて行く。各活動部会の活動を推進し、地域全体で人権教育、人権啓発活動を行う体制づくりに努める。	人権文化のまちづくり(教育振興基本計画から)を推進するため、きらめき人権講座、ハートフル・フォーラムの開催等、人権教育推進協議会が行う事業に対し補助を行い、活動の充実を図る。今後は米原市人権教育推進協議会の事業の質を高めながら、参加者の裾野を広げていく必要がある。	人権が尊重されるまちづくり(人権施策基本方針から)のため、地域ぐるみの教育啓発や人材育成が期待できる。	2:継続	生涯学習課

2 人権意識の高揚を図るための施策について

(1)人権教育の推進

④家庭教育

人権施策基本方針P3

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
養育支援訪問事業	育児不安を抱え、適切な養育の仕方に悩む未就園児を持つ保護者に対して、家庭相談員が家庭を訪問し、子どもの成長や個性に合わせた関わり方や叱らない子育てができるよう支援する。	従前の会議の所管を子ども家庭相談室に変更。 名称も「子育て世代包括支援センター」に改称。 5月から月に1回のスパンで会議を開催。	健康づくり課の保健師、地域子育て支援センターの保育士、子ども家庭相談室の家庭相談員および子育て世代包括支援センターの保育士により、毎月1回会議を開催して、養育支援が必要な児童、保護者、妊産婦の把握と支援の役割分担を行い、養育に関する相談、指導、助言等を行った。また、児童虐待の早期発見、未然防止にもつながった。	月1回、子育て世代包括支援センターの子育て支援コーディネーターを中心に会議を開催して、支援方法等の検討、児童虐待の早期発見や未然防止に努める。	米原市では、健康づくり課の保健師による「乳児全戸訪問事業」、地域子育て支援センターの保育士による「未就園児家庭訪問事業」、子ども家庭相談室の家庭相談員による「養育支援訪問事業」の3事業を実施し、毎月1回、乳幼児家庭訪問事業連携会議を開催し、養育環境上問題、課題のある家庭を把握している。育児不安や養育力の低い保護者に対して、子どもの成長に合わせて適切な養育ができるよう支援を行う。	保護者の育児不安を解消し、安心して子育てできる環境を整え、子どもの健全な成長を促すことができる。	2:継続	子育て支援課
冒険遊び場事業	自然の中で、子どもたちが自由にのびのびと思いきり遊べる環境の整備を支援し、子どもたちの健全な育成を図るとともに、子育てをする親が、育児や子育ての不安や悩みを相談し、話し合える場を提供する。	関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う。 冒険遊び場の新規開設: 平成29年度:1か所(実績) 全4か所 子ども会冒険遊び場の開設 平成29年度:2か所(実績、山東・近江) 水に親しむ遊び場の新規開設: 平成29年度:なし(実績) 平成30年度:1か所(目標)	関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行った。 冒険遊び場の新規開設: 平成30年度:なし 全4か所 冒険遊び場の開設運営 平成30年度:1か所(実績、米原) 水に親しむ遊び場の新規開設: 平成30年度:1か所(柏原区)	関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う。 冒険遊び場の新規開設: 令和元年度:1か所(目標) 冒険遊び場の開設運営 令和元年度:4か所(目標)	平成25年度から市民協働提案事業として実施している。冒険遊び場のPRをはじめ、遊び場におけるプレーリーダー(見守り人)の確保や自主財源の確保による継続体制、自然を活用したまちづくり団体のネットワークづくりなどが今後の課題である。	自然の中で遊ぶことを通じて、子どもたちの健全な成長を促し、親子のふれあいを深めながら、子育てに関する相談体制を充実させることができる。	2:継続	子育て支援課
子ども会事業	子ども会事業を支援し、次代を担う子どもたちの健全育成に努め、育成者自身が相互に学びあい、良き育成者としての役割、良き親、良き大人としての姿勢を自覚させる。	ジュニアリーダー講習会、ジュニアリーダークラブの活動との連携により、効果的な人材育成を図る。また、夏休み冒険遊び場やふれあいの里フェスティバルなど、子どもたちに多様な体験活動の場を提供する。 ジュニアリーダー講習会参加者 平成28年度:11人(実績) 平成29年度:7人(実績) 平成30年度:10人(目標) ジュニアリーダークラブ 平成28年度:8人(実績) 平成29年度:3人(実績) 平成30年度:10人(目標)	ジュニアリーダー講習会、ジュニアリーダークラブの活動との連携により、効果的な人材育成を図った。また、夏休み冒険遊び場やふれあいの里フェスティバルなど、子どもたちに多様な体験活動の場を提供した。 ジュニアリーダー講習会参加者 平成30年度:6人(実績) ジュニアリーダークラブ 平成30年度:4人(実績)	ジュニアリーダー講習会、ジュニアリーダークラブの活動との連携により、効果的な人材育成を図る。また、夏休み冒険遊び場やふれあいの里フェスティバルなど、子どもたちに多様な体験活動の場を提供する。 ジュニアリーダー講習会参加者 令和元年度:10人(目標) ジュニアリーダークラブ 令和元年度:6人(目標)	子ども会に加入しない団体が増え、会員数も減少傾向にある。ジュニアリーダーを育成し、次代を担う人材を継続的に育成していく必要がある。また、子ども会の育成者を発掘していく必要もある。	子ども会活動を通じて、子どもたち同士や親子の交流を深め、コミュニケーション能力を高めることで、健全な成長を促し、自立し、生きる力を身につけることができる。また、親や育成者自身も、良き育成者、親、大人としての認識を深めることができる。	2:継続	子育て支援課
教育講演会	青少年問題に関わる関係者、保護者を対象に、青少年の健全育成・家庭教育の充実に関する講演会を開催する。	教育講演会(米原市青少年育成市民会議、米原市PTA連絡協議会)を開催し、家庭の教育力の向上を図る。 平成28年度 1回(参加人数241人)(実績) 平成29年度 1回(参加人数250人)(実績) 平成30年度 1回(参加人数300人)(目標)	教育講演会(米原市青少年育成市民会議、米原市PTA連絡協議会)を開催し、家庭の教育力の向上を図った。 平成30年度 1回(参加人数261人)(実績)	教育講演会(米原市青少年育成市民会議、米原市PTA連絡協議会)を開催し、家庭の教育力の向上を図る。 令和元年度 1回(参加人数300人)(目標)	家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深め、子どもに対する人権教育の効果を高めるため、家庭教育に関する学習機会を充実する必要がある。	家庭や地域の方々が、子どもの人権尊重に関する理解を深め、家庭教育が充実する。	2:継続	子育て支援課
家庭の教育力向上事業	家庭の教育力の向上を図るための各種事業を推進する。	市が主催するイベントや子育て支援センター等の子育て世帯が集まる場所に出向き、家庭の教育力向上に向けた啓発を行う。 平成29年度実績 家庭教育フォーラム参加者:65人 子育て・教育関係各課で構成する職員ワーキングチームにおいて、家庭教育通信『まいふあみ』を作成し、市内保幼こども園・小中学校へ配布した。 平成30年度目標 家庭教育カフェの開催:4回	まいふあみカフェを開催し、子育て世帯の情報交換等交流の場を設定した。 カフェの開催:3回 ・あゆっこ(まいばら認定こども園) 10/3開催 参加者:12人 ・はなばたけ(いぶき認定こども園) 10/11開催 参加者:15人 ・ふたばっこ(おうみ認定こども園) 11/7開催 参加者:21人	市が主催するイベントや子育て支援センター等の子育て世帯が集まる場所に出向き、家庭の教育力向上に向けた啓発を行う。 ※指導を行う記載 家庭教育カフェの開催:4回(目標)	これまで実施してきた「家庭教育フォーラム」は子育て世帯の参加が少ないという課題があり、子育て世帯が集まる活動場所へ出向く事業展開となった。テーマを設けた対話や活動を通し、リラックスした中で、家庭の教育力向上に向けた啓発を行う。子育て世帯のニーズにあった啓発内容の検討が必要である。	家庭教育に関する学習の機会を提供することで、子どもを健全に育む方策や取組につなげていくことが期待される。	2:継続	生涯学習課

2 人権意識の高揚を図るための施策について

(2)人権啓発の推進

①市民啓発

人権施策基本方針P4

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
きらめき人権講座の開催	年4回、人権教育推進員、行政職員、学校教職員などに積極的な参加を呼びかけ、市民を対象に「きらめき人権講座」を開催する。	チラシ、案内郵送、伊吹山テレビ文字放送等を活用し、講座の開催を広く市民にPRする。 きらめき人権講座の参加人数 平成28年度:第1回(51人)、第2回(61人)、第3回(56人)、第4回(49人)、第5回(64人)、合計281人 平成29年度:第1回(58人)、第2回(57人)、第3回(64人)、第4回(56人)合計235人 平成30年度:きらめき人権講座4回開催各回の参加者60人(目標)	人権知識や人権感覚を磨き、それぞれの立場で活躍いただける人権リーダーの育成を目的として、きらめき人権講座を年4回開催した。 第1回 59人(7月27日) 第2回 63人(8月31日) 第3回 61人(9月25日) 第4回 58人(10月16日) 合計 241人(実績) 「人権文化豊かなまちづくりに向けて」、「女性のエンパワーメント」、「新しい部落史とこれからの人権・同和問題」、「多文化共生のまちづくり」等をテーマに研修会を開催し、参加者の方々に多種多様な人権問題について知識を習得していただくことができた。	令和元年度:きらめき人権講座 4回開催各回60人(目標) 第1回 (7月19日) 第2回 (8月27日) 第3回 (9月18日) 第4回 (10月17日) チラシ、案内郵送、伊吹山テレビ文字放送等を活用し、講座の開催を広く市民にPRする。	あらゆる人権問題に関する学習を深めるとともに、人権問題に対する意識の向上等を目指して、年4回シリーズできらめき人権講座を開催している。参加しやすいように平日の夜という時間設定にしておき、今後さらに多くの人が参加しやすい環境を整えていく必要がある。 市職員の参加が少なく、職員研修としての位置付けも検討すべき課題である。	様々な視点から人権問題について考える機会を設けることができる。	2:継続	生涯学習課
地域人権リーダー研修会の実施	各自治会で人権教育推進員を選出して、推進員を対象に地域人権リーダー研修会を実施する。	ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中で行い、平成30年度のハートフル・フォーラムの参考にしていただく。 地域人権リーダー研修会の参加人数 平成28年度:233人(実績) 平成29年度:264人(実績) 平成30年度:270人(目標)	市民一人一人の大きな学習の機会として、ハートフル・フォーラムを円滑に実施していただくため、その推進役となっていたリーダーを対象に、研修会を開催した。 平成30年度:238人(実績)(8月3日) ハートフル・フォーラムに関わる知識を身につけていただき、各自治会でのハートフル・フォーラムの企画、運営に役立てていただくことができた。	地域人権リーダー研修会の参加人数 令和元年度:270人(目標)(7月3日) ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中で行い、令和元年度のハートフル・フォーラムの参考にしていただく。	各自治会で取り組むハートフル・フォーラム(地区別懇談会)の企画や運営を円滑に行い、地域のリーダーとして活躍する推進員を対象とした研修会を開催する。マンネリ化しないように各自治会から実践事例を発表いただいている。	地域の人権リーダーとして、各地域で自主的・主体的な学習を進めるきっかけとなり、学習効果などを高めることが期待される。	2:継続	生涯学習課
ハートフル・フォーラムの自治会での実施	各自治会でハートフル・フォーラム(地区別懇談会)を実施し、啓発協力者と自治会担当者を派遣する。	DVDフォーラムだけでなく、様々な学習方法の提案を行う。 人権推進担当者による出前講座を積極的に活用いただけるように、呼びかけを行っていく。 ハートフルフォーラム実施率 平成28年度:86自治会(80.4%)2,642人(実績) 平成29年度:85自治会(79.4%)2,510人(実績) 平成30年度:88自治会(82.2%)2,800人(目標)	地域での人権課題の早期解消を図るため、各自治会と共催でハートフル・フォーラムを開催した。 平成30年度:78自治会(72.9%)2,377人(実績) 出前講座や外部講師、ワークショップやDVD等を活用いただき、自治会に合った方法で、人権学習の機会を創り出すことができた。	ハートフル・フォーラム実施自治会数、参加人数 令和元年度:107自治会(100.0%)3,200人(目標) DVDフォーラムだけでなく、様々な学習方法の提案を行う。 人権推進担当者による出前講座を積極的に活用いただけるように、呼びかけを行っていく。	それぞれの家庭や地域社会における人権上の課題を見つめ直すとともに、人権意識や人権感覚の向上を目指して、ハートフル・フォーラムを開催している。毎年同じ手法で実施しているとマンネリ化してしまう恐れがあり、参加者の拡大や効果的な啓発方法などが今後の課題となっている。	各自治会の中で、身近な人権問題について改めて考える機会とし、豊かな人権感覚を養うことが期待される。	2:継続	生涯学習課
人権教育および啓発に関する図書の整備と提供	図書館に人権教育および啓発に関する蔵書を整備し、市民の利用に供する。	人権に関する様々な運動(同和問題啓発強調月間や、人権週間等)に連動したテーマ特集に取り組む。 平成28年度 年間4回(実績) 平成29年度 年間4回(実績) 平成30年度 年間4回(目標)	人権に関するテーマ特集として、「男女協働参画週間 ともに生きよう 愛をもって」(山東)「手話を知ろう!学ぼう!」(山東)「男女共同参画週間」(近江)「同和問題について考える」(近江)の年間4回の特集を組んだ。	人権に関する様々な運動(同和問題啓発強調月間や、人権週間)等に連動したテーマ特集に取り組む。 令和元年度目標 年間4回	様々な人権課題に関する蔵書の整備に努めている。また、テーマ特集を組み、より効果的な利用に供するように努めている。ただし、これらの蔵書に関しての利用状況が必ずしも順調とは言えない点が課題である。	人権問題に関する知識や理解を深めることができる。人権問題解消に向けた人材育成に寄与する。	2:継続	図書館

2 人権意識の高揚を図るための施策について

(2) 人権啓発の推進

②企業啓発

人権施策基本方針P5

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
総合評価落札方式の評価項目	総合評価落札方式の評価項目に障がい者雇用等による加点を設定する。	入札案件ごとに実施するかを検討する必要があるため、設定していない。	該当する入札案件なし。	※事業の見直しのため廃止	総合評価落札方式の入札案件が少ないため、実施していないのが現状である。また、入札案件ごとに実施するかを検討する必要がある。今後は総合評価落札方式において女性や障がい者の雇用や子育て支援等に意欲的な事業所に対する加点措置について、検討を行う必要がある。	男女や障がい者等の人権に配慮し、ともに働きやすい、活動しやすい環境づくりに寄与するとともに、雇用機会の拡大が期待できる。	3:廃止	管財課
入札参加資格審査の主観点評価項目	入札参加資格審査において、市内建設業者対象の主観点項目に障がい者雇用等による評価点を設定する。			令和2・3年度入札参加資格審査の主観点項目の評価点に設定する。	他の産業と比較して、労働条件等により障がい者の入職が進んでいない現状であるため、企業としての社会的な責務を評価することで環境整備を推進していく。	男女や障がい者等の人権に配慮し、ともに働きやすい、活動しやすい環境づくりに寄与するとともに、雇用機会の拡大が期待できる。	1:新規	管財課
企業内人権研修推進のための窓口担当者設置	概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、企業内人権研修推進のための事業所内公正採用選考・人権啓発担当者を設置する。	事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置企業数を維持する。 平成28年度:92社(実績) 平成29年度:91社(実績) 平成30年度:96社(目標)	概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、企業内人権研修推進のための事業所内公正採用選考・人権啓発担当者を設置した。 平成30年度:98社(実績)	事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置企業数を維持する。 令和元年度:98社(目標)	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりを実現するために、企業・事業所と行政が連携できる組織づくりを行う。	企業・事業所と行政の連携により相談しやすい体制を構築できる。	2:継続	商工観光課
企業・事業所向け研修会の開催	窓口担当者設置に対して研修会を実施する。	窓口担当者設置に対して研修会を実施し、参加企業数の増加を図る。 平成28年度:43社(実績) 平成29年度:52社(実績) 平成30年度:60社(目標)	窓口担当者設置に対して研修会を実施した。 平成30年度:43社(実績)	窓口担当者設置に対して研修会を実施し、参加企業数の増加を図る。 令和元年度:50社(目標)	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりが一層推進されるために実施する。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの意識向上を図れる。	2:継続	商工観光課
企業・事業所訪問の実施	概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施する。	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施し、訪問企業数の増加を図る。 平成28年度:92社(実績) 平成29年度:91社(実績) 平成30年度:96社(目標)	概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施した。 平成30年度:98社(実績)	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施する。 令和元年度:98社(目標)	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりが一層推進されるために実施。訪問時に県から配布される調査表をもとに聞き取り調査を行う。また、それ以外にも相談等があれば対応する。	毎年、企業訪問を行うことで、同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりの進捗状況の確認ができる。また、企業訪問することで相談しやすい環境を作ることができる。	2:継続	商工観光課
街頭啓発	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて、米原駅前街頭啓発を実施する。	継続して街頭啓発を実施する。	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて、米原駅前街頭啓発を実施した。	継続して街頭啓発を実施する。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの啓発をするために実施する。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの意識向上を図れる。	2:継続	商工観光課
広報紙等による啓発	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて、広報「まいばら」および伊吹山テレビで啓発する。	継続して広報「まいばら」および伊吹山テレビでの啓発を実施する。	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて、広報「まいばら」および伊吹山テレビで啓発した。	継続して広報「まいばら」および伊吹山テレビでの啓発を実施する。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの啓発をするために広報「まいばら」への記事掲載および伊吹山TVでの啓発活動を実施する。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの意識向上を図れる。	2:継続	商工観光課

2 人権意識の高揚を図るための施策について

(2) 人権啓発の推進

③行政職員研修

人権施策基本方針P5

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
市職員人権研修	同和問題をはじめとする人権問題に係る研修会を実施する。	行政サービスの根底は人権尊重と人権擁護であるという理念を全職員が共通認識するとともに、各種人権問題の正しい理解と認識を深め、人権感覚を身に付けるため、平成30年度においても職員全体研修会、新任職員等研修会、所属別人権研修(全所属)をそれぞれ実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題市職員全体研修会 開催日：平成30年7月26日(木) 参加者数：319人 人権(同和)問題新任職員等研修会 開催日：平成30年12月6日(木) 参加者数：44人 所属別基礎研修 各所属において、人権意識の向上を図るため、研修を実施した。 	行政サービスの根底は人権尊重と人権擁護であるという理念を全職員が共通認識するとともに、各種人権問題の正しい理解と認識を深め、人権感覚を身に付けるため、令和元年度においても職員全体研修会、新任職員等研修会、所属別人権研修(全所属)をそれぞれ実施する。	行政サービスの根底は人権尊重と人権擁護であるという理念のもと、各種の人権(同和)研修会を開催する。人権(同和)問題市職員全体研修会人権(同和)問題新任職員等研修会所属別人権研修の実施	行政職員として、人権問題の解決に向けて正しい認識と理解を深め、指導的役割と日常での行動を実践する。	2:継続	総務課
米原市同和对策本部(啓発企画委員会)の取組	各種研修会等への積極的な参加および課長補佐級研修を実施する。	平成28年度(実績) 高野山夏期研修2人参加、啓発企画委員会2回、課長補佐級研修1回開催 平成29年度(実績) 高野山夏期研修2人参加、啓発企画委員会2回以上、課長補佐級研修1回 平成30年度(目標) 高野山夏期研修2人参加、啓発企画委員会2回以上、課長補佐級研修1回	高野山夏期研修2人参加(8/23～25)したほか、啓発企画委員会2回(5/28、1/23)、課長補佐級研修1回(2/14、43人参加)を開催した。課長補佐級研修では、夏期研修の参加者からの報告および「部落差別の現実に学ぶ」と題した講演を通して、人権問題に関する意識が高まり、人材育成に繋がった。	各種研修会に参加し、以下の会議も開催する。 高野山夏期研修2人参加 啓発企画委員会2回以上 課長補佐級研修1回開催	同和对策本部では、市職員が深い知識と情熱を持って取組を進めるため、課長補佐級職員を中心とした啓発企画委員会(差別事件・事象検証グループ)を平成26年度に設置した。今後も各種の研修等に積極的に参加し、人権感覚を養うことが求められている。	人権・同和行政推進の責務を有する市職員の人権・同和問題に関する意識の向上を図り、率先して差別解消に当たること、地域のリーダーとなるための人材育成を図ることなどが期待される。	2:継続	人権政策課
同和教育推進本部研修会	市職員を対象とした研修会を開催する。	幅広い世代の職員に参加を呼びかける。 (特に若い世代の職員) 平成28年度 参加人数：48人(実績) 平成29年度 参加人数：43人(実績) 平成30年度 参加人数：50人(目標)	平成30年度 参加人数：40人(実績) (2月14日) 講演「部落差別解消推進法の具現化に向けて」講師 山崎 真由子 氏 同和教育推進本部員および市役所職員を対象に、部落差別解消推進法について学んでいただく研修会を企画した。推進法の具現化に向けて法律の基礎知識を身につけていただくことができた。	令和元年度 参加人数：50人(目標) 幅広い世代の職員に参加を呼びかける。 (特に若い世代の職員)	同和問題を人権教育の重要課題として位置付け、同和問題に対する正しい理解を図り、部落差別解消に向けた人材を育成することを目的に研修会を開催している。	市職員の人権・同和問題に関する意識の向上を図り、率先して差別解消に当たること、地域のリーダーとなるための人材育成を図ることなどが期待される。	2:継続	生涯学習課

2 人権意識の高揚を図るための施策について	
(2) 人権啓発の推進	④ 啓発教材の活用

人権施策基本方針P5

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
人権啓発冊子の活用	人権に関する学習を楽しみながら行えるような、親しみのある教材づくりを行う。	今後も効果的な教材づくりに努め、人権を考えるつどい等に合わせて、配布を行う。 平成29年度(実績) 人権作品集の発行600冊 平成30年度(目標) 人権作品集の発行700冊	人権尊重の理念を理解し、豊かな人権感覚を身につけるため募集した人権作品のうち、優秀作品を掲載した人権作品集を700冊発行し、人権啓発を行った。 また、平成29年度に行った人権意識調査について、概要版を作成し、啓発資料とした。 印刷部数:2,000部	令和元年度も人権作品集の発行を行う。また、昨年作成した意識調査の概要版の活用を行う。 人権作品集の発行600冊 ※人権を考えるつどいの参加者、各学校、自治会等に配布予定	あらゆる人権問題への気付きを実感できる、親しみやすい教材づくりを行うことで、人権意識の高揚等を図る。平成24年度にホテルン一家を主人公にして漫画を取り入れたリーフレットを作成した。また、毎年募集する人権作品のうち優秀作品を作品集として作成している。	差別意識の解消により、市民一人一人の人権が確立され、人権尊重のまちづくりに資することが期待できる。	2:継続	人権政策課
人権啓発教材の活用	米原市人権教育推進協議会事務局で、人権啓発教材の貸し出しを行う。	引き続き、各種団体に人権啓発教材を利用してもらえるように、広く周知を行う。 より多くの人に利用してもらえるように、地域の人権課題に応じた人権啓発教材の選定を行っていく。 人権啓発教材数 平成29年度:220本(実績) 平成30年度:223本(目標)	自治会、学校、事業所の人権研修や子どもたちの道徳の時間の教材として、多数の人権啓発教材の利用があった。 「女性の人権」「LGBT」「いじめ問題」をテーマにした人権啓発教材を購入した。 人権啓発教材数 223本	引き続き、各種団体に人権啓発教材を利用してもらえるように、広く周知を行う。 より多くの人に利用してもらえるように、地域の人権課題に応じた人権啓発教材の選定を行っていく。 人権啓発教材数 225本	人権啓発DVDは毎年3~4作品ずつ追加しており、今後も社会情勢等に合わせて、米原の地域性に合った新しい教材を選定していく必要がある。米原市人権教育推進協議会事務局に人権啓発DVDがあることを周知させていくことも必要である。	人権啓発DVDを活用することで、様々な人権問題に関する知識を身につけることができる。	2:継続	生涯学習課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(1) 同和問題

●啓発活動の推進

人権施策基本方針P7

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
人権を考えるつどい	差別意識の解消に向けて、講演会、人権作品の発表、人権パネル展等を行い、人権意識の高揚に努める。	11月25日(日)に「共に生きる地域社会(障がい者の人権)」をテーマに米原公民館にて開催を予定している。 平成28年度:285人参加(実績) 平成29年度:202人参加(実績) 平成30年度:300人参加(目標)	「共に生きる地域社会(障がい者の人権)」をテーマとして、実行委員会形式で11月25日(日)に書家の金澤泰子・翔子氏親子を講師に招き、席上揮毫と「共に生きる～子育てから学んだこと～」と題した記念講演を行った。また、併せて募集した人権作文の小中学生最優秀者による発表も行った。オープニングは市内団体のドルチェによるハンドベルを披露いただいた。また、平成30年度は5年に1度のミニフェスティバルに該当し、湖東・湖北地域ネットワーク協議会と連携し、障がい者スポーツのポッチャ体験コーナー、人権相談コーナー、世界人権宣言パネル展などの特設ブースを設けた。 参加者375人。つどいの内容について、「大変よかった」「よかった」とする参加者の割合は96%だったことから、人権尊重のまちづくりに資することができた。	11月30日(土)に「性的少数者(LGBT)の人権」をテーマにルッチプラザにて開催を予定している。 300人参加(令和元年度目標)	同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解消に向けて、年1回開催しており、人権に関する市民の関心や認識に広がりが見られる。今後さらに市民の自主的な参加を呼びかけ、老若男女いろんな人が幅広く参加できるように努める。	差別意識の解消により、市民一人一人の人権が確立され、人権尊重のまちづくりに資することが期待できる。	2:継続	人権政策課
街頭啓発	同和問題啓発強調月間(9月)、人権週間(12月)に合わせ、人権擁護委員、市職員が合同で米原駅、量販店等で街頭啓発を実施する。	月間、週間に合わせて、米原駅自由通路および市内量販店にて街頭啓発を実施する。 平成28年度:5か所(実績) 平成29年度:5か所(実績) 平成30年度:5か所(目標)	月間、週間に合わせて、米原駅自由通路および市内4か所の量販店で街頭啓発を実施し、人権啓発に努めた。 平成30年度街頭啓発同和問題強調月間 …9/3(月)午後5時30分 人権週間…12/7(金)午後4時	月間、週間に合わせて、街頭啓発を実施する。なお、令和元年度からは人権擁護推進員と連携し、啓発者の増員を検討する。 令和元年度:米原駅自由通路および市内4か所の量販店で実施予定	同和問題啓発強調月間(9月)および人権週間(12月)に合わせて、米原駅自由通路および市内量販店(4店)にて街頭啓発を実施している。期間中は市内の公共施設や民間施設等に啓発ポスターやのぼり旗を掲出するなど、啓発物品の配布と合わせて集中的に啓発を行っている。	同和問題に対する理解・認識を高めることにより、差別意識の解消に繋がる。	2:継続	人権政策課
人権作品募集による市民啓発	豊かな人権感覚を身につけることを目的として、市民を対象に人権作品の募集を行う。	平成28年度:応募点数161点(実績) ポスター63点、作文16点、標語82点 平成29年度:応募点数149点(実績) 平成30年度:応募点数200点(目標)	平成30年度:応募点数150点(実績) ポスター67点、作文15点、標語68点 作品については、人権総合センターをはじめ市内6か所において「人権啓発パネル展」を開催し、啓発を行い、市民一人一人が人権を考えるきっかけとなった。	令和元年度:応募点数160点(目標)	小中学生の部に分け、それぞれポスター、標語、作文の3部門で募集を行っている。優秀作品は人権を考えるつどいでの発表をはじめ、公共施設や民間施設での掲出や啓発グッズに活用するなど、効果的な啓発に努めている。	市民一人一人に人権を考える機会を提供し、人権問題に対する意識の高揚が図れる。	2:継続	人権政策課
広報等による啓発	同和問題をはじめとする人権問題について、広報まいばら、伊吹山テレビ等を活用し、啓発を行う。	平成27年度:同和問題強調月間をはじめ、人権関係の事業等について広報まいばらに掲載(7回)を行った。 平成28年度:同和問題強調月間をはじめ、人権関係の事業等について広報まいばらに掲載(8回)を行った。 平成29年度:同和問題強調月間をはじめ、人権関係の事業等について広報まいばらに掲載(7回)を行った。 平成30年度(目標) 広報まいばら掲載5回以上 伊吹山テレビでの啓発1回以上	同和問題強調月間をはじめ、人権関係の事業等について広報まいばらに掲載を行い、同和問題をはじめとする人権問題について啓発を行った。 広報まいばら掲載7回:5月 人権擁護委員の日、6月 子どもの人権110番強化週間、男女共同参画週間、9月 同和問題啓発強調月間、10月 人権を考えるつどいの開催、11月 女性の人権ホットライン強化週間、人権クロスワードパズル、12月 人権週間、人権作品優秀作品紹介、県民のつどい、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、2月 人権クロスワードパズル回答 伊吹山テレビでの啓発:6回(同和問題啓発強調月間、人権週間、人権を考えるつどい、人権作品パネル展示、県民のつどい)	広報まいばら掲載7回以上 伊吹山テレビでの啓発6回以上	同和問題啓発強調月間や人権週間、人権擁護委員の日(6/1)等を中心として、広報まいばら、伊吹山テレビ等による啓発を行う。	今後も積極的に広報啓発を行うことにより、市民の人権意識の高揚を図ることができる。	2:継続	人権政策課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(1) 同和問題

●同和教育の推進

人権施策基本方針P7

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
人権擁護推進員研修会	人権擁護推進員制度などに対する理解を深め、地域に根ざした人権擁護活動の充実と強化を図る。	平成28年度:7月22日(金)に人権擁護委員と合同による研修会を開催した。推進員参加者17人。平成29年度:3年に1度の県主催の研修会が8月2日(水)(大津会場、1人)、8月8日(火)(彦根会場、17人参加)行われた。参加者18人。平成30年度目標:研修会1回以上開催	予てより人権擁護推進員の役割について意見が出ていたため、次年度に人権擁護委員と人権擁護推進員との情報交換会を行うこととし、本年度は開催に向けた各員の代表者による意見交換会を2回(12月、3月)に開催した。なお、研修会については人推協が開催するものに2回(11月、12月)参加いただいている。	人権擁護委員、人権擁護推進員の合同情報交換会を年1回開催する。人権擁護推進員の活動PRについて検討する。	人権擁護委員の活動を補完する役割として、人権擁護推進員制度が発足しており、3年の任期で30人の推進員を委嘱している。人権擁護委員との連携等の課題があり、制度の効果的な運用が求められている。	人権擁護推進員制度を生かすことで、家庭や地域等と相互の連携が図られ、同和問題等人権問題の正しい理解と健全な人権意識が地域住民の中に定着することが期待できる。	2:継続	人権政策課
学校教育における人権・同和教育の推進	学校における人権・同和教育を進めるために、指導資料等の活用と啓発を図る。	人権・同和教育を進めるのに有効な指導資料等を、各校の実情に応じて有効活用する。(15校)	・県教委作成「人権・部落問題学習教材集」等を、市内全小中学校で活用し、人権教育の推進に役立てることができた。	・人権・同和教育を進めるのに有効な指導資料等を、各校の実情に応じて有効活用する。(15校)	児童生徒の興味・関心を引き出すことができるよう、創意工夫を凝らした教育資材等を活用し、人権・同和教育を推進する。	児童生徒の実態や発達段階を踏まえながら、各学校がねらいとしている課題等を考慮し、人権教育を推進することが期待できる。	2:継続	学校教育課
同和教育の推進	社会科の学習を通じての科学的な知識指導と、全学年における発達段階に応じた同和教育を実施する。	学校・園へ訪問する機会を捉え、「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する内容を含めた同和教育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。市内教職員(初任者)を対象に、同和教育の必要性を中心とした研修会を開催する。	・息郷地域総合センターを会場に、市教委主催の初任者研修を実施し、同和教育についての研修を実施した。 ・市内の小学校の同和教育をテーマにした校内研修を息郷地域総合センターで受入れ、研修を実施した。	・学校・園へ訪問する機会を捉え、「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する内容を含めた同和教育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。 ・市内教職員(初任者)を対象に、同和教育の必要性を中心とした人権教育に関する研修会を開催する。	人権教育にかかる学校訪問の中で同和教育や部落問題学習の推進状況について確認をしている。どの学校も社会科の学習が中心であるが、他教科・他学年との関連が見えにくく、単発的な取組になっている。	部落問題を風化させることなく、今もなお残る心理的な差別や、差別の結果としての学力格差などの解決に効果が期待できる。	2:継続	学校教育課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(1) 同和問題	●地域総合センターの活用と今後の在り方

人権施策基本方針P7

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
地域総合センターの活用および今後の在り方検討	地域総合センターの有効活用と合わせて、今後の望ましい施設の在り方について検討を行う。	平成28年度：人権施策推進計画の進行管理について議論を深めるため、審議会を年間1回開催。 平成29年度：人権施策推進計画の進行管理、人権意識調査の検討・協議、隣保館の地元移管に向けた協議経過の報告について議論いただいた。年間3回開催。 平成30年度：審議会において、引き続き、人権施策推進計画の進行管理、人権意識調査結果報告書の検討・協議、隣保館の地元移管に向けた協議経過の報告について議論を深める。	平成30年度に開催した第32回、33回人権尊重のまちづくり審議会にて、人権施策推進計画の進行管理、人権意識調査結果報告書の検討・協議、隣保館の地元移管に向けた協議経過の報告等を行った。 また、息郷地域総合センター、和ふれあいセンターについては、その用途を廃止し、平成31年度からは地元自治会館として自治会に無償貸与することとなった。	隣保館の廃止に伴う今後の財産管理・処分については地元自治会および関係部局と連携して取り組むとともに、同和対策本部常任本部会へその状況を報告し、課題解決に向け協議・検討を行う。 人権総合センターについては、その活用についても審議会で検討し、今後の施策につなげていく。	人権総合センターについては、今後の人権施策基本方針の改訂に沿った施設の管理運営が必要となってくる。また、平成31年度から息郷地域総合センター、和ふれあいセンターが地元自治会館として新たにスタートしており、自治会の自立に向けた支援と今後の譲与に向けた登記関係の整理が必要である。	人権総合センターの効果的な活用を図りながら、今後必要な事業等を検討し、施設の在り方を見直すことで、施設を最大限生かしていくことが期待される。	2:継続	人権政策課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(1) 同和問題	●えせ同和行為の排除

人権施策基本方針P7

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
広報等による啓発	えせ同和行為の排除に向けて、広報まいばら、伊吹山テレビ等を活用し、啓発を行う。	同和問題啓発強調月間に合わせて、広報まいばらで周知を図る。 平成28年度：紙面の関係で広報することができなかった。 平成29年度：9月の同和問題啓発強調月間に合わせて、平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」の概要を広報誌に掲載し周知を図った。 平成30年度 同和問題啓発強調月間に合わせて、広報まいばらで周知を図る。	平成30年度は県内でのえせ同和行為における情報提供等はなかった。今後は、情報の収集に努めるとともに、必要に応じた啓発等を検討する。なお9月の同和問題啓発強調月間についてはインターネットによる差別行為についての掲載を行ったため、本件については記載していない。	ウェブ等を活用し、啓発を行う。また、県内での事案等の情報提供があれば、必要に応じ周知、啓発等を行い、被害防止に努める。	同和問題を口実に、高額な図書やDVDなどを売りつける「えせ同和行為」は同和問題に対する誤った意識を植えつけるものであり、被害防止のための情報共有や啓発が必要となる。	えせ同和行為に対する理解を深め、悪質なえせ同和行為の排除に努める。	2:継続	人権政策課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(2) 子どもの人権

●子どもの人権を守るための啓発

人権施策基本方針P9

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
自立相談支援事業 (学習支援)	生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場など生活困窮者が社会とのつながりを実感できる地域社会の実現を図る。	平成30年度より、市内の小学校3年生を対象に放課後補充教室「学びっ子教室」を学校教育課において実施される。学力の低下は、学校のみの問題ではなく、家庭環境としての問題もあるため、生活困窮者の自立支援として実態の把握をしっかりとっていく。	学校教育課にて実施している「学びっこ事業」を小学校3年生に対して実施。学校教育課との連携にて、相談窓口があることを周知した。各個別ケースにおいて、学校教育課との連携が十分でなかった。	学校教育課、子ども家庭相談室との連携を強化し、支援が必要な児童については、早期に支援に入り、子の自立に向けて、途切れない支援に向けて取り組む。	貧困の連鎖の防止が喫緊の課題である。子どもの健全育成支援の強化を図り、次世代の人材育成、子どもの学力や進学率の向上、貧困による希望格差の解消につながるため、子育て支援部局、教育部局との連携、体制構築を図る必要がある。	生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者を通じた地域づくりにより、多様な生活困窮者からの相談を排除することなく幅広く対応し、地域で支え、支えられる仕組みが構築できる。	2:継続	社会福祉課
こども家庭相談室相談事業	家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。	子ども家庭相談室常時開催 平日9時00分～17時00分 ※対象年齢:18歳未満 平成29年度実績(虐待42件、養護相談191件…総計233件)	児童および妊産婦に関し、必要な実情の把握に努め、必要な情報の提供、家庭その他からの相談、調査、指導などを行った。 平成30年度実績(虐待38件、養護相談198件…総計236件)	児童および妊産婦に関し、必要な実情の把握に努め、必要な情報の提供、家庭その他からの相談、調査、指導などを行う。	子ども家庭相談室に寄せられる相談は、家庭環境や親の成育歴、経済的な困窮、子ども自身に発達の課題がある等複数の要因が絡み合っている複雑な相談が増えている。問題解決に向けケース会議を開催し、福祉、保健、教育、他関係機関と情報共有を図り、役割分担しながら支援を行う必要がある。	関係機関がケースの情報を共有し、役割分担しながら子どもの命を守る視点で支援することで、子どもの安全安心な生活が守られる。	2:継続	子育て支援課
米原市子ども条例の啓発	子どもの人格と人権を尊重し、子どもの育ちと子育てを社会全体で支え合うまちを実現するため、子ども条例の啓発に努める。	子ども・子育て審議会や、教育講演会等を通じて、子どもの人権尊重について考える機会を提供し、子ども条例を生かした啓発に努める。 子ども・子育て審議会の開催回数 平成28年度:2回(実績) 平成29年度:3回(実績) 平成30年度:4回(目標) PTA教育講演会 平成28年度:1回(実績) 平成29年度:1回(実績) 平成30年度:1回(目標) 家庭教育フォーラム 平成28年度:1回(実績) 平成29年度:1回(実績)	子ども・子育て審議会や、教育講演会等を通じて、子どもの人権尊重について考える機会を提供し、子ども条例を生かした啓発に努めた。 子ども・子育て審議会の開催回数 平成30年度:4回(実績) PTA教育講演会 平成30年度:1回(実績)	子ども・子育て審議会や、教育講演会等を通じて、子どもの人権尊重について考える機会を提供し、子ども条例を生かした啓発に努める。 子ども・子育て審議会の開催回数 令和元年度:5回(目標) PTA教育講演会 令和元年度:1回(目標)	平成26年4月1日から、子育て支援についての基本理念や基本原則などを定めた子ども条例を施行している。大人と子どもは、基本的人権を尊重し、命を尊ぶとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。	子どもの人格と権利を尊重し、子どもが心身ともに健やかに育つことができるまちづくりに努める。	2:継続	子育て支援課
あいさつ運動の実施	毎月1日を基準日として、市内115箇所であいさつ運動を実施し、子どもの安全確保を図るとともに、地域のコミュニケーションの活性化を図る。	あいさつ運動を年9回実施し、子どもたちの安全確保や地域社会の連帯感を強化を図る。 平成28年度実施回数:年間9回(実績) 平成29年度実施回数:年間9回(実績) 平成30年度実施回数:年間9回(目標)	あいさつ運動を年9回実施し、子どもたちの安全確保や地域社会の連帯感を強化を図った。 平成30年度実施回数:年間9回(実績)	あいさつ運動を年9回実施し、子どもたちの安全確保や地域社会の連帯感を強化を図る。 令和元年度実施回数:年間9回(目標)	あいさつ運動は、子ども同士はもとより、地域の大人が率先して出会った人にあいさつや声かけを行う運動であり、子どもたちの安全確保や地域社会の連帯感を強めることができる。	地域社会の連帯感を強め、思いやりの心を醸成することを期するとともに、豊かな人間関係を育み、明るく安全で住みよい地域社会づくりを進めていくことが期待できる。	2:継続	子育て支援課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(2) 子どもの人権	● 就学前保育・教育

人権施策基本方針P9

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児の発達・発育課題の有無の確認および療育健康管理の知識を提供することで、保護者が子どもの発達段階に応じた関わりを認識することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、保健センターにおいて乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談・支援を行う。 健診により乳幼児の異常の早期発見、成長発達の確認等を行い、支援につなげる。 乳幼児健診の受診率(H29) <ul style="list-style-type: none"> 4か月児健診:99.6% 10か月児健診:98.3% 1歳8か月児健診:98.4% 2歳6か月児健診:94.8% 3歳6か月児健診:94.5% 全体:97.0%(延1,492人) H30目標受診率:98%維持 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診受診率 4か月児健診:98.7%(294人) 10か月児健診:97.1%(306人) 1歳8か月児健診:96.9%(279人) 2歳6か月児健診:98.2%(321人) 3歳6か月児健診:99.4%(330人) 新生児訪問:94.7%(249人) 	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター(げんきステーション)において乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談、支援を行う。 乳幼児健康診査の受診率:100% 	<p>すくすくファイルを媒体にして、乳幼児期の発達の節目に健診や相談を行うことで乳幼児の健やかな成長と発達を支援する。</p> <p>将来の生活習慣病予防のため、低出生体重児の減少や肥満児の生活習慣病予防を目指していかなければならない。</p>	全ての乳幼児の発達が保障されることが期待できる。	2:継続	健康づくり課
障がい児通園事業	発達に心配がある就学前の乳幼児への早期療育と、その家族への支援を行う。	<p>指定管理者制度を有効に活用し、指定管理者と市との連携による事業運営を目指す。</p> <p>延べ利用者数</p> <p>平成27年度:1,660人(実績)</p> <p>平成28年度:1,389人(実績)</p> <p>平成29年度:1,658人(実績)</p> <p>平成30年度:1,700人(目標)</p>	延べ利用者数:1,810人(平成30年度実績)	<p>指定管理者制度を有効に活用し、指定管理者と市との連携による事業運営を目指す。</p> <p>延べ利用者数</p> <p>令和元年度:1,850人(目標)</p>	合併以前から坂田郡広域事業として実施している。平成27年10月から、地域包括医療福祉センター内で実施。平成28年4月からは指定管理により運営している。	発達に心配がある子どもと保護者を支援し、子どもの人権を守ることにつながる。	2:継続	社会福祉課

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
人権保育の推進に向けた取組	人権保育の推進・充実が図れるよう、園全体で組織的・計画的に取り組むを進めるとともに職員の豊かな人間性と人権感覚を身につける。地域・学校など関係機関との連携を図る。	日々の保育の中にある子ども・保護者の決めつけに気づき、子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努める。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努める。また、保育者自身の決めつけにも気づき合える職員間の連携、資質向上を図る。(こども理解、事例研究の実施) 平成29年度 職員人権研修51回(実績) 滋保研究集会連続講座等への参加(12回、各部会3回) 全人保(鹿児島)参加人数 3人 各中学校区との教育フォーラムの実施(5校区) 平成30年度 職員人権研修55回(目標) 滋賀県人権保育研究集会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全国人権保育研究集会(埼玉3人予定) 各中学校区との教育フォーラムの実施(5校区)	日々の保育の中で、子どもの内面を理解し、発達や個々の課題に応じた保育内容の実践に努められるよう、職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の向上に努めた。また、園内研究会や事例研究会を通して、子どもたちの育ちや学びの姿を捉え、子どもの内面理解にも努めることができた。職員間での日々の話し合いや人権研修の実施により、互いの人権意識を高め合うことができた。職員の人権意識の向上につながった。 滋賀県人権保育研究集会、連続講座等への参加(12回、各部会3回) 滋賀県人権教育研究大会、米原市人権教育研究大会参加 全国人権保育研究集会(市内園および担当課から5人参加) 平成30年度各園人権研修の回数45回 各中学校区との教育フォーラムの実施(5校区)	日々の保育の中にある子どもや保護者に対する偏見や決めつけに気づき、子どもの内面を理解し、一人ひとりの発達に応じたきめ細かな保育の実践に努める。職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努める。また、保育者自身の決めつけにも気づき合える職員間の連携、資質向上を図る。中学校区連携事業により、一貫性のある教育・保育ができるように努め、連携を図る。 令和元年度職員人権研修の目標回数55回 滋賀県人権保育研究集会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全国人権保育研究集会(広島 4人予定) 各中学校区との教育フォーラムの実施(5校区)	子どもや家庭にかかわる関係機関が連携し、子どもの人権を守り子ども自身の人権感覚を育てよう取り組む。米原・河南中学校区では県の「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業」の指定を受け、保幼認小中高の連携のもと、子どもを取り巻く様々な課題解決に向けて取り組んでいる。20数年継続している事業であるが一つ一つの取組の目的を職員が共通理解し、取組む必要がある。	関係機関が子どもの姿を中心に、お互いの教育・保育の共通理解をする中で、子どもの育ちをつないでいき、切れ目ない支援ができる。	2:継続	保育幼稚園課
保育参加、子育てに関する講演会、座談会	各園において、子ども・保護者、地域の実態に合わせた保育参加、親子活動、講演会および座談会等を実施する。	各園の実態に応じた事業を行い、保護者の参加を増やしていくとともに、参加できなかった保護者への事後の啓発に努める。(保育参加、保護者講演会、座談会等の開催) 平成28年度(実績) 保育参加・講演会47回、座談会22回 平成29年度(実績) 保育参加・講演会57回、座談会22回 平成30年度(目標) 保育参加・講演会55回、座談会25回	各園の実態に応じた事業を行い、保護者における子育て支援につながった。また、講演会や座談会を通して、保護者同士のつながりが持て、子育ての楽しさや、思いを共感する機会になった。同時に、保護者と共に園としては子どもの育ちを見届ける関係も深まり、日々の家庭との連携につながった。 保育参加・講演会65回(実績) 座談会17回	各園の実態に応じた事業を行い、保護者へ支援および子育て支援につなげる。また、講演会や座談会を通して、子育ての楽しさ、子育てをする保護者同士が思いを共感できる機会をもつ。参加されなかった保護者には、事後の啓発に努める。 保育参加・講演会 60回(目標値) 座談会 15回(目標値)	子どもの人権を尊重し、子どもの育ち・子育てを支え合える保護者集団の育成を図る。支援が必要な家庭ほど、園主催の研修会や保護者参加の行事に参加してもらいにくい現状がある。	保護者の思いに寄り添い、支えていくことが子どもの命と人権を守ることにつながる。また、子どもにかかわる保護者への支援をしていくことで、保護者の子どもへのかかわりにゆとりができることにつながる。さらに、日頃の子育てを振り返り、お互いの悩みを出し合う中で、育児不安を解消し、保護者自身が安心と自信を持って子どもと向き合えるようになる。	2:継続	保育幼稚園課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(2) 子どもの人権

●いじめや虐待防止等への取組の推進

人権施策基本方針P9

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
いじめ問題対策連絡協議会の開催	いじめの防止等に関する施策の推進し、関係機関との協議調整等を行う。	各学校でのいじめの取組や関係機関との連携等について、議論を深める。 協議会の開催回数 平成28年度:2回(実績、5月23日、11月29日開催) 平成29年度:2回(実績、5月22日、11月28日開催) 平成30年度:2回開催予定	第7回協議会開催:5月21日(月)に開催し、スマホをめぐるトラブルから子どもを守るために、「米原市スマホ安全3か条」を保護者に向けて発信することを決定した。 第8回協議会開催:11月15日(木)に開催し、いじめ問題対策連絡協議会の取組などについて説明を行い、情報交換を行い、各種団体の連携が図れた。 啓発チラシ「米原市スマホ安全3か条」印刷:5,000部	2回開催予定。 情報交換を行い、各種団体の連携を図る。	平成26年度に米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例を施行したことをきっかけに、米原市いじめ問題対策連絡協議会が設置された。平成26年11月に第1回会議を開催し、平成27年5月に米原市いじめの防止等のための基本方針を策定した。	いじめの防止等に関する機関や団体が連携を図り、いじめの防止のための施策を総合的、効果的に推進できる体制の強化が期待できる。	2:継続	人権政策課
若者自立ルーム「あおぞら」事業	引きこもりやニート等の状態にある若者および家族を対象に相談や若者の就労および生活に係る自立支援等を行う。	あおぞら相談 火曜日～金曜日 平日10:00～16:00 ※対象年齢:15歳から39歳 平成29年度実績85件(引きこもり脱出3件、就労実現6件)	子ども・若者に対する総合相談窓口を開設し、引きこもりの脱出・安定就労に向け社会生活が円滑に営めるよう自立に向けた支援を行った。 相談日 火曜日から金曜日 午前10時から午後4時 *対象年齢 15歳から39歳 相談件数 547件(月平均46件) 新規利用者 11人 正社員1人、アルバイト1人、作業所2人	子ども・若者に対する総合相談窓口を開設し、引きこもりの脱出・安定就労に向け社会生活が円滑に営めるよう自立に向けた支援を行う。 相談日 火曜日から金曜日 午前10時から午後4時 *対象年齢 15歳から39歳	米原市総合人権センター内で開設している若者自立ルーム「あおぞら」の相談体制の充実と青少年へ向けた情報発信に努め、中・高等学校との連携を深め、無職少年の現状を把握し、自立に向けた支援を実施する。	将来に不安を抱える若者が関係機関の支援を得ながら就労や生活面で自立ができるようになる。	2:継続	子育て支援課
CAPプログラムによる人権教育	子どもの権利保護、虐待防止を目的に教職員、児童(小学5年生、5歳児)とその保護者を対象にCAPプログラム教育を実施する。	市内の小学5年生、5歳児とその保護者、教師を対象にCAPプログラム教育を実施する。 平成29年度実績 教職員3回、保護者・子ども45回	市内の小学5年生、5歳児とその保護者、教職員を対象にCAPプログラム教育を実施。 平成30年度実績 教職員2回、保護者16回、子ども33回	市内の5歳児とその保護者、および教職員を対象にCAPプログラム教育を実施する。	CAPプログラム(子どもへの暴力防止)は、子どもの人権意識を高め、いじめや誘拐、虐待、性暴力などのあらゆる暴力から自分を守る力を引き出す人権教育プログラムで、毎年対象児童や保護者が異なるため、継続的な取組が必要である。	子ども自身が、さまざまな暴力(いじめ、虐待、誘拐、性暴力等)から、自分たちの大切な心とからだを守るため、子ども自身の問題解決力を引き出す。	2:継続	子育て支援課
児童虐待防止推進月間等における広報等による啓発	11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、市内の量販店で街頭啓発を行い、虐待防止のチラシとオレンジリボンを配布する。また、広報紙を通して、市民に虐待の早期発見、早期通告を呼びかけ、虐待の未然防止に努める。	・街頭啓発 年1回 ・広報等に掲載 年1回 ・公共施設、コンビニ、駅等へのポスター配布 随時 ・その他各種イベント等における啓発活動の実施 ※児童虐待の広がりが進む状況に合わせて、住民啓発活動として広報まいばらでは年3回の啓発を行う予定である。	・街頭啓発 年1回(11月) ・広報等に掲載 年3回(7月、11月、3月) ・公共施設、コンビニ、駅等へのポスター配布。 ・その他各種イベント等における啓発活動の実施。	・街頭啓発 年1回 ・広報等に掲載 年3回 ・公共施設、コンビニ、駅等へのポスター配布。 ・その他各種イベント等における啓発活動の実施。 児童虐待の広がりが進む状況にあつて、住民啓発活動として広報まいばらで年3回の啓発を行う予定である。	広報、啓発活動を通して、市民に虐待の早期発見、早期通告を呼びかけ、虐待の未然防止の意識高揚に努める。	市民へ虐待の早期発見、早期通告を呼びかけ、社会全体で子どもの命を守る意識の高揚を図る。	2:継続	子育て支援課
養育支援訪問事業(再掲)	育児不安を抱え、適切な養育の仕方に悩む未就園児を持つ保護者に対して、家庭相談員が家庭を訪問し、子どもの成長や個性に合わせた関わり方や叱らない子育てができるよう支援する。	従前の会議の所管を子ども家庭相談室に変更。 名称も「子育て世代包括支援センター」に改称。 5月から月に1回のスパンで会議を開催。	健康づくり課、保育幼稚園課、地域子育て支援センター、子ども家庭相談室および子育て世代包括支援センターにより、毎月1回会議を開催。養育支援が必要な児童、保護者、妊産婦の把握と支援の役割分担を行い、養育に関する相談、指導、助言等を行った。また、児童虐待の早期発見、未然防止にもつながった。	月1回、子育て世代包括支援センターの子育て支援コーディネーターを中心に会議を開催して、支援方法等の検討、児童虐待の早期発見や未然防止に努める。	米原市では、健康づくり課の保健師による「乳児全戸訪問事業」、地域子育て支援センターの保育士による「未就園児家庭訪問事業」、子ども家庭相談室の家庭相談員による「養育支援訪問事業」の3事業を実施し、毎月1回、乳幼児家庭訪問事業連携会議を開催し、養育環境上問題、課題のある家庭を把握し、支援の方向を確認している。	保護者の育児不安を解消し、安心して子育てできる環境を整え、子どもの健全な成長を促すことができる。	2:継続	子育て支援課
民生委員・児童委員への啓発	民生委員・児童委員の研修会で、虐待の早期発見、早期通告の周知徹底を行う。	各地域研修会:随時 実施目標:3回(平成30年度目標)	民生委員・児童委員に地道な啓発を続けることで、虐待への意識高揚につながり、虐待や問題のある家庭の把握につながった。 平成30年度 実施実績:3回	各地域民児協で研修等を実施予定 実施目標:3回	民生委員・児童委員に対して、虐待の早期発見に努め、虐待を発見したり、疑いがあれば速やかに通告する義務があることや通告の仲介(市民と子ども家庭センターへの橋渡し)の役割があることを研修の機会に説明する。	研修会を通して、民生委員、児童委員としての役割を認識してもらい、虐待の早期発見、早期対応に努める。	2:継続	子育て支援課

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
子ども家庭支援ネットワーク事業	子どもを虐待から守るため、要保護児童対策地域協議会(子ども家庭支援ネットワーク)を設置し、彦根子ども家庭相談センターをはじめ、警察、学校、医療機関、また市役所内の保健、福祉をはじめとする担当部局が連携し、子どもの命を守るネットワークの強化に努める。	代表者会議:年1回 実務者会議:月1回 個別ケース会議:随時	代表者会議:年1回 実務者会議:月1回(5月から計11回) 個別ケース会議:43回(実績) 相談員による相談や、各種会議の進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。	代表者会議:年1回 実務者会議:月1回(5月から計11回) 個別ケース会議:随時 代表者会議の内容の見直しを行う。	年々増加する児童虐待に関する相談の背景には、経済的な問題、社会的孤立の問題、親の精神疾患、子どもの発達の課題等複数の要因が絡み合っただけでなく、虐待に至るケースが増加している。子ども家庭支援ネットワークの情報共有を密にして、虐待の早期発見に努め、適切なアセスメントを行い、関係部署と連携し切れ目のない支援をすることが必要である。※平成17年度に設置	要保護児童、要支援児童について、要対協の関係部署と連携を取りながら、支援方針、役割分担を決定し、子どもの安心、安全な環境調整を図る。	2:継続	子育て支援課
少年センター事業	青少年の非行防止・犯罪の未然防止のために少年補導委員や関係機関との連携の下、街頭補導、深夜パトロール、登下校指導、声掛け活動などを行う。	街頭補導、声掛け活動等 平成28年度:延べ210回実施(実績) 平成29年度:延べ216回実施(実績) 平成30年度:延べ200回実施(目標)	街頭補導、声掛け活動等 平成30年度:延べ 188回実施	街頭補導、声掛け活動等 令和元年度:延べ 200回実施(目標)	今後も市教育委員会、米原警察署、少年補導委員等と連携を図りながら、パトロールや啓発活動、補導活動などを行うことが必要。青少年の非行防止や再発防止等の健全育成に努めることで、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を高めることが大切である。	青少年の非行防止や再発防止等の健全育成を図ることにより、自尊感情の高揚を図ることなどが期待される。	2:継続	子育て支援課
いじめ問題専門委員会(M-SIP)の開催	いじめ問題専門委員会による研修や助言を実施するとともに、いじめ対応や虐待対応の教職員研修も実施する。	専門委員会の開催回数 平成28年度:8回(実績) 平成29年度:9回(実績) 平成30年度:6回(目標) 専門委員会主催の研修会の実施回数 平成28年度:2回(実績) 平成29年度:2回(実績) 平成30年度:1回(目標)	・いじめ問題専門委員会を年間6回開催し、専門委員会主催の研修会を2回開催した。 ・滋賀県や米原市のいじめ問題の実態を基に、本年度中に作成予定の保護者向けのアピール文の内容について話し合った。	専門委員会の開催回数 令和元年度:6回(目標) 専門委員会主催の研修会の実施回数 令和元年度:1回(目標)	平成25年度からM-SIP(米原ストップいじめプロジェクト)を開催し、いじめ対策を検討してきた。平成26年度に米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例を施行したことをきっかけに、米原市いじめ問題対策連絡協議会のワーキングチームとして米原市いじめ問題専門委員会を組織化した。	スクールソーシャルワーカーや生活安全課、少年センター、心理判定員、家庭相談員などの専門家の意見を参考に、いじめや虐待から子どもを守る取り組みが期待できる。	2:継続	学校教育課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(2) 子どもの人権

●子育て支援サービスの充実

人権施策基本方針P9

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
福祉医療費助成事業(乳幼児・児童生徒)	福祉医療費助成制度による医療費の助成を行い、対象者(世帯)の保健の向上と福祉の増進を図る。	乳幼児、児童生徒(小中学生)の保護者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行う。 (平成29年度実績) 対象者 乳幼児 2,340人 児童生徒 2,950人 助成額 乳幼児 70,465千円 児童生徒 71,797千円	乳幼児、児童生徒(小中学生)の保護者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行った。 (平成30年度実績) 対象者 乳幼児 2,258人 児童生徒 2,899人 助成額 乳幼児 67,462千円 児童生徒 69,240千円	乳幼児、児童生徒(小中学生)の保護者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行う。	・児童生徒(小中学生)の通院による医療費の無料化を平成26年4月から実施し、安心して医療が受けられる制度を設け、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子どもが育ちやすい環境を整備してきました。 ・適正受診の啓発、周知	世帯の所得などに関係なく、安心して医療を受けることができる仕組みを作ることにより、健やかに暮らせるまちをつくる。	2:継続	保険課
児童扶養手当等経費支給事業	児童の健やかな成長を願い、ひとり親家庭の親に対して、児童扶養手当の支給を行う。	ひとり親家庭等のしおりの配布などに併せて、広報による周知等に努める。	ひとり親家庭等のしおりの配布などに併せて、広報による周知等に努めた。 平成30年度支払実績 98,343,980円(628件*支払件数)	ひとり親家庭等のしおりの配布などに併せて、広報による周知等に努める。	離婚などによりひとり親となった家庭の親、または親に代わってその児童を養育している人、あるいは父または母が身体などに重度の障がいがある家庭の親に対して、子育て費用の一部を補うことで児童の健やかな成長を支援する。	児童扶養手当の支給により、母子、父子の自立を進め、家庭生活の安定と児童の福祉支援を図ることができる。	2:継続	子育て支援課
放課後児童クラブ事業	保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校の子ども達を対象に、授業終了後に安全・安心に遊び、過ごせる居場所を提供する。	放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める。 放課後児童クラブ開設か所数 平成28年度 9か所、12支援単位、月平均利用人数454人(実績) 平成29年度 9か所、13支援単位、月平均利用人数497人(実績) 平成30年度 9か所、15支援単位(目標)	放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努めた。 放課後児童クラブ開設か所数 平成30年度 ・放課後児童クラブ9か所、15支援単位・月平均利用人数502人 利用率38.1% ・民設放課後児童クラブ1か所、1支援単位 月平均利用人数39人	放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める。 放課後児童クラブ開設か所数 令和元年度 10か所、16支援単位(目標)	年々利用者数が増加傾向にあり、待機児童を出さないためにも利用者数の多いクラブについては、施設の改修など定員数の拡大を進め、受け皿の確保に努める必要がある。	子ども達が安全・安心に過ごせる居場所を提供し、保護者が仕事をしながら安心して子育てができる。	2:継続	子育て支援課
児童手当経費支給事業	次代を担う児童の健やかな育ちを支援するため、子育て世帯に対し、子育てに係る費用の一部を児童手当として支給する。	児童を養育している支給対象となる世帯に対し、制度の周知等を行う。 平成28年度:述べ児童数57,678人(実績) 平成29年度:述べ児童数57,096人(実績) 平成30年度:述べ児童数56,562人(目標)	児童を養育している支給対象となる世帯に対し、制度の周知等を行った。 平成30年度:述べ児童数56,380人(実績)	児童を養育している支給対象となる世帯に対し、制度の周知等を行う。 令和元年度:述べ児童数55,986人(目標)	児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に実施している。	児童手当の支給により、子育て費用の負担軽減を図ることができる。	2:継続	子育て支援課

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と援助に協力できる人がそれぞれ会員登録し、相互援助に関する連絡・調整を行う。	平成28年度末登録会員:109人(実績、利用会員54人、サポート会員47、両方8人) 平成29年度末登録会員:137人(実績、利用会員69人、サポート会員57、両方11人) 平成30年度末登録会員:130人(目標)	平成30年度末登録会員:164人(実績) (実績、利用会員78人、サポート会員73、両方13人) 利用者数7人、援助者数10人 援助内容 学校の迎え(預かり付)、学童終了後の預かり(迎え付)等	令和元年度末登録会員:165人(目標)	登録会員を増加し、必要な時に子育ての援助を行える体制を整える必要がある。	保護者が育児疲れでリフレッシュしたいときなどに援助が受けられ、子育てに関する負担感が軽減し、安心して子育てができる。	2:継続	子育て支援課
園における子育て支援	保育所・幼稚園・認定こども園における子育て支援を行う。	送迎時の連絡や懇談会、家庭訪問などの実施。 園、家庭、地域との連携を図りながら、子育てに不安を感じている保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てを楽しみとすることができるような支援に取り組む。 子育て支援センターの併設の有無にかかわらず、各園での未就園児親子への子育て支援の充実を図る。子育て支援センターと連携を図りながら支援する。 ・家庭訪問、訪宅の実施 6園(目標) ・ふれあい訪問の実施 2園(目標) ・懇談会の実施5園(目標) ・未就園児親子対象の園開放、親子活動の実施 5園(目標) ・夏季休業中の園開放の延べ実施回数20回(目標)	送迎時の連絡や懇談会、家庭訪問やふれあい訪問などを通じて保護者子どもの姿や成長について保護者と共有し、家庭とともに子育てをしていく関係に努めた。 園、家庭、地域との連携を図りながら、子育てに不安を抱えている保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てを楽しみとすることができるような支援に取り組んだ。 家庭訪問、訪宅の実施5園(実績) ふれあい訪問の実施2園(実績) 懇談会の実施5園(実績) 未就園児親子対象の園開放、親子活動の実施5園(実績) ※併設の地域子育て支援センターとの連携 3園 夏季休業中の園開放の延べ実施回数20回(実績)	送迎時の連絡や懇談会、家庭訪問やふれあい訪問の実施。 園、家庭、地域との連携を図りながら、子育てに不安を抱えている保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てが楽しいと感じることができるような支援に取り組む。 子育て支援センターの併設の有無にかかわらず、各園での未就園児親子への子育て支援の充実を努める。また、子育て支援センターと連携を図りながら支援する。 家庭訪問、訪宅の実施園5園(目標) ふれあい訪問の実施2園(目標) 懇談会の実施5園(目標) 未就園児親子対象の園開放、親子活動の実施5園(目標) 夏季休業中の園開放の延べ実施目標回数20回	各園において、育児や仕事と子育ての両立等、子育てに不安を感じている保護者自身が、子育てに自信を持ち、子育てを楽しみとすることができるような支援に取り組んでいる。日頃の関わりや園行事等を実施する中で、在園児の保護者および未就園児親子との信頼関係を築きながら、将来を見通して子どもの成長に見通しが持てたり、子育てのヒントを得ることができるような支援につなげている。また、平成27年4月に告示された認定こども園教育・保育要領の中でも、園における子育て支援の必要性が明記されている。各園と地域子育て支援センターとの連携を密にしながら支援の充実を図ることが求められている。	園やセンターにおける日々の関わりの中で、一人ひとりの保護者に合った居場所や交流の場を持ち、情報の選択肢を増やすとともに、子育て不安の解消や保護者同士のつながりを広げていくことが期待できる。	2:継続	保育幼稚園課
地域の子育て支援(子育て支援センター事業)	地域子育て支援センターにおける子育て支援を行う。 ①保育室・園庭の開放 ②育児相談 ③交流事業 ④情報開示 ⑤子育てサークル等の育成・支援 ⑥訪宅活動等	地域子育て支援センター機能を充実し、子育て家庭が気軽に行ける相談体制や地域とのつながりや居場所づくりを図るなど、子育て家庭を支援する。子育て応援ガイドの配布をはじめ、子育て通信の発行や広報まいばらによる啓発等を実施する。子育て支援に関わる職員(保育所・幼稚園・認定こども園含む)の意識の向上を図る。 研修会の実施) H28:2回(実績) H29:1回(実績) H30:2回(目標) 園舎・園庭開放延べ参加人数 H28:13,340人(実績) H29:10,661人(実績) H30:11,000人(目標)	地域子育て支援センター機能を充実し、子育て家庭が気軽に行ける相談体制や地域とのつながり、居場所づくりを図るなど、子育て家庭を支援した。子育て応援ガイドの配布をはじめ、各センターからの子育て通信の発行や訪宅、広報まいばらによる啓発等を行った。子育て支援に関わる職員(保育所・幼稚園・認定こども園含む)の意識向上に努めた。 研修会の実施回数(2回)実績 職員交流研修1回、講師による研修1回 園舎・園庭開放延べ参加人数 H30:10,257人	地域子育て支援センター機能を充実し、子育て家庭が気軽に行ける相談体制や地域とのつながり、居場所づくりを図るなど、子育て家庭を支援する。子育て応援ガイドの配布をはじめ、各センターからの子育て通信の発行や訪宅、広報まいばらによる啓発等を行う。子育て支援に関わる職員(保育所・幼稚園・認定こども園含む)の意識向上を図る。 研修会の実施回数(2回)目標 園舎・園庭開放延べ参加人数 R1:11,000人(目標)	少子化、核家族化が進む中、母親が子育ての悩み・負担を一人で抱え込んでいる家庭も多い。市内の4地域それぞれに地域子育て支援センターを開設していることで、支援センターを身近に感じ、利用する保護者も増えてきた。最近では低月齢児親子の利用が増加している。園に併設していることで在園児の姿を見て子どもの成長に見通しが持てたり、子育てのヒントを得ることができる。	日々の関わりの中で、一人ひとりの保護者に合った居場所や交流の場を持ち、情報の選択肢を増やすとともに、子育て不安の解消や保護者同士のつながりを広げていくことが期待できる。未就園児を対象にした全戸訪問の取組により母親の孤立を防ぎ、虐待防止および早期発見につなげていく。	2:継続	保育幼稚園課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(3) 女性の人権	●男女平等の意識づくり
-----------	-------------

人権施策基本方針P11

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
男女共同参画審議会の開催	第2次米原市男女共同参画推進計画の進行管理および第3次推進計画の策定に向けた審議会の開催	平成28年度から審議会として位置付けがなされ、会議を開催した。 審議会の開催回数 平成28年度:4回(実績) 平成29年度:2回(実績) 平成30年度:2回(目標)	男女共同参画審議会を年2回開催した。会議では男女共同参画推進計画の進行管理や自治会の女性役員登用について意見交換を行うことができた。	第3次推進計画に基づき、その進行管理を行うため、令和元年度は審議会を2回程度の開催とする。	従来から男女共同参画推進計画の進行管理を行っていた男女共同参画懇話会を平成27年度末で廃止し、平成28年度から条例に基づく男女共同参画審議会において、第2次推進計画の進行管理を行うとともに、平成28年度中に第3次推進計画の策定を行った。	男女共同参画推進計画の策定および適正な進行管理を行うことで、性別による役割分担意識を解消し、男女がともに参画できる男女共同参画社会の実現に資することが期待できる。	2:継続	人権政策課
男女共同参画講演会	男女が生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、フォーラムを開催し、市民への啓発を行う。	防災や介護関係など、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点を大切にしながら、講演会の実施を行う。単に講演を聞くだけでなく、意識が変わるきっかけとなるよう工夫を行う。 平成28年度:年1回、68人参加(実績) 平成29年度:年1回、54人参加(実績) 平成30年度:年1回(目標)	8月31日(金)に人権総合センターにおいて、「女性のエンパワメント～各国の取組・日本の取組」と題して立命館大学法学部教授の大西祥世(おおにしさちよ)氏の講演を行い、男女共同参画社会の実現に向けた学習機会の提供を行った。 参加者:63人	令和元年度からは人権総合センターの指定管理業務として男女共同参画に関する講演等を1回以上行う。	「女(ひと)と男(ひと)がともに認めあい互いに自分らしく いきいきと暮らせるまち」をテーマに、例年男女共同参画週間に合わせて、フォーラムを開催している。アンケート結果では肯定的な意見が多い反面、若年層の参加が少ないため呼びかけが必要である。	講演等を開催することにより、男女共同参画についての理解を深め、必要性を知っていただくことで、参加者の意識の高揚を図り、啓発に資することが期待できる。	2:継続	人権政策課
男女共同参画センターの活用	人権総合センターに併設されている男女共同参画センター事業の充実を図り、啓発を行う。	指定管理者管理業務仕様書に基づき、必要な事業を行う。 平成29年度実績:男女共同参画講座・研修会(年3回)、男女共同参画講演会(年1回)、弁護士による法律相談(年16回) 平成30年度目標:男女共同参画講座・研修会(年3回以上)、男女共同参画講演会(年1回以上)、カウンセラーによる女性相談(年24回以上)	指定管理者管理業務仕様書に基づき、男女共同参画講演会などを行い、男女共同参画社会の理解を深め、地域社会、家庭、職場における男女のあり方を考えることができた。 男女共同参画研修会:2回開催(8月31日63人参加、3月30日168人参加) 講演会:1回開催(12月6日90人参加) カウンセラーによる女性相談(年24回、延べ68人)	指定管理者管理業務仕様書に基づき、必要な事業を行う。 ※、男女共同参画講演会(年1回以上)、カウンセラーによる女性相談(年24回以上)	男女共同参画推進の拠点として、人権総合センター内に男女共同参画センターが併設されており、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理運営が行われている。各種講演会等の事業を実施し、より一層事業の充実が求められている。また、「こころの悩み相談室」事業を廃止し、センターを核とした女性相談業務の充実を図った。	市の男女共同参画推進のための拠点として、多様な事業を行うことで、市民の意識高揚を図り、啓発に資することが期待できる。	2:継続	人権政策課
広報等による啓発	広報紙や伊吹山テレビ等を活用し、各種週間等の啓発や男女共同参画推進のための標語の募集など啓発を行う。	「男女共同参画週間(6/23～29)」等について、広報まいばらによる啓発を年1回以上行うとともに、伊吹山TVによる啓発1回以上行う。	性別による固定的な役割分担に捉われない社会を目指し啓発を行った。 男女共同参画週間:広報6月1日号で啓発、6/23～29伊吹山TVで啓発	「男女共同参画週間(6/23～29)」等について、広報まいばらによる啓発を年1回以上行うとともに、伊吹山TVによる啓発1回以上行う。	「男性は仕事、女性は家庭」と考える性別役割分担意識が依然根強く現れており、各種啓発を実施することにより、固定的な役割分担意識の払拭に努める。	市民に対して各種週間を啓発することにより、男女共同参画への理解、関心を深めることができる。	2:継続	人権政策課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(3) 女性の人権	●男女平等のための教育・学習

人権施策基本方針P11

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
男女平等のための人権教育の推進	社会科をととした男尊女卑の考えの歴史、女性の地位向上の取組の歴史、男女雇用機会均等法の学習を実施する。また、職場体験学習をととして、女性の社会進出を促進する。	中学校2年生における職場体験学習を全中学校(6校)で実施する。 平成28年度:6校(実績) 平成29年度:6校(実績) 平成30年度:6校(目標)	・中学校2年生における職場体験学習を全中学校(6校)で実施した。	・中学校2年生における職場体験学習を全中学校(6校)で実施する。	全ての中学校において職場体験学習を実施しているが、保育園やこども園での学習を希望する生徒はまだまだ女子が多く、事前学習や社会科との系統だった学習が必要である。	大人にとって「女性の職場」「男性の職場」と思われがちな職業のイメージを、中学生の段階から払拭することができる。	2:継続	学校教育課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(3) 女性の人権	●男女平等の社会づくり

人権施策基本方針P11

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
男女共同参画市職員研修	男女共同参画に関する研修を実施し、他団体が実施する男女共同参画に関する事業へ積極的に参加する。	平成30年度市職員ワークライフバランス実践研修会を実施する。 ・男女共同参画フォーラム等へ積極的な参加を促す。	平成30年度男女共同参画・ワークライフバランス推進職員全体研修会を開催した。 開催日:平成31年3月12日(火) 参加者数:152人	令和元年度市職員ワークライフバランス実践研修会(男女共同参画含む)を実施する。	女性と男性がお互いにその人権を尊重し、男女共同参画への理解を深めるため、研修会等に参加する。 ・男女共同参画市職員研修会 ・ワークライフバランス実践研修 ・各種男女共同参画事業への参加	男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会の早期実現、男女ともに働きやすい環境づくりを行う。	2:継続	総務課
審議会・協議会委員の選任	基本方針を設け付属機関の委員の選任に当たっては、男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努める努力義務を設ける。	各種審議会委員のうち女性が占める割合 H27年度実績 31.4% H28年度実績 33.4% H29年度実績 34.3% H30年度目標 35.0%	各種審議会委員のうち、女性委員の割合 委員会全体数800人のうち265人が女性で前年度比8人減であった。 H30年度実績 33.1%	各種審議会委員のうち、女性委員の割合令和元年度目標 35.0%	＜米原市付属機関の設置および運営に関する基本方針＞ ・男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努める。 ・委員は公募により選任する(一部を除く)。	多くの方針決定や協議の場に、女性が参画でき、女性の意見が反映できる。	2:継続	総務課
市職員の人事配置	男女を問わず、能力と適正に応じた管理職等への登用を積極的に行う。	市役所管理職における女性職員の割合 H27年度実績 25.0% H28年度実績 25.0% H29年度実績 25.2% H30年度実績 23.8% R元年度実績 22.1%	市職員管理職における女性職員の割合 平成30年度実績 23.8% 24人(女性管理職)／101人(管理職総数) 女性管理職の退職等により、管理職総数に占める割合が低下した。	市職員管理職における女性職員の割合 令和元年度実績 22.1% 23人(女性管理職)／104人(管理職総数)	米原市職員の主査から主幹への昇任について、平成27年度までは、昇任試験を実施していたが、平成28年度から新たな人事考課制度の評価によるものとした。今後、人事考課の適正な運用により公平性を確保していく必要がある。	男女を問わず、能力と適性に応じた管理職等への登用を行い、様々な分野で女性が参画でき、女性の意見が反映できる。	2:継続	総務課
特定事業主行動計画	米原市特定事業主行動計画策定委員会にて対策の実施や計画の見直し等を行い、全職員に対し、周知、啓発等を実施する。	男性職員の育児休業取得の割合 H27年度実績値 6.8%(2人) H28年度実績値 0%(0人) H29年度実績値 5%(1人) H30年度目標値 7%(1人)	米原市特定事業主行動計画の推進を図った。男性の職員の育児休業の可能な職員には市長からのメッセージ文を送るなど、男性の育児休業休業の取得を呼びかけた。 平成30年度実績 0人	米原市特定事業主行動計画の推進を図る。 市職員男性職員の育児休暇取得の割合令和元年度目標 1人	米原市特定事業主行動計画策定委員会にて対策の実施や計画の見直し等を行い、全職員に対し、周知、啓発等を行う。	仕事と家庭が両立できるゆとりある就業環境が整備できる。 市における女性活躍推進に向けた取組の充実	2:継続	総務課

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
あさ活・ゆう活	早出および遅出の時差出勤を奨励し、男女共同参画およびワークライフバランスを推進する。	6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間として、更なるワークライフバランスの推進と制度の定着を図る。 平成28年度実績 実施者 125人、実施率 40.5% (認定こども園等シフト勤務の所属を除く) 平成29年度実績 実施者 135人、実施率 42.7% (認定こども園等シフト勤務の所属を除く) 平成30年度目標値 実施率 50% (認定こども園等シフト勤務の所属を除く)	6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間として、更なるワークライフバランスの推進と制度の定着を図る。 平成30年度実績 実施者 101人 実施率 32.5% (認定こども園等シフト勤務の所属を除く)	6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間として、更なるワークライフバランスの推進と制度の定着を図る。 令和元年度目標 実施率 50% (認定こども園等シフト勤務の所属を除く)	勤務時間を変えることで生まれる時間を家庭や地域活動などに向き合う時間とすることで、充実した生活スタイル、働き方改革、ワークライフバランスの推進を図る。 時差出勤勤務制度は、実施が難しい所属がある。	職員のワークライフバランスの推進により、男女共同参画の重要性を再確認するとともに、実践することでその推進に寄与する。	2:継続	総務課
女性人材バンク「なでしこネット」	市の施策や方針決定過程への女性参画の実現を目指し、女性人材バンクへの登録を呼びかけます。	広報や各種事業等の開催時に「なでしこネット」の積極的な周知に努め、一人でも多くの登録者を募り、市政への女性参画を推進する。 平成28年度末現在登録者35人 平成29年度末現在登録者38人 平成30年度末現在登録者45人(目標)	平成30年度末登録者数:45人 平成30年度末審議会等委員登用数:31人	令和元年度も広報や各種事業等の開催時に「なでしこネット」の積極的な周知に努め、一人でも多くの登録者を募り、市政への女性参画を推進する。 令和元年度末現在登録者52人(目標)	議会や付属機関等への女性参画はもとより、地域における女性役員の登用率において、まだまだ少ない傾向が見られるため、女性バンク登録者を増やし、女性の市政参画に努める。	女性の多様な意見を市政に反映することで、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の活躍の場が広がることで、男女共同参画の実現が期待できる。	2:継続	人権政策課
女性自治会役員の選任	米原市各自治会の自治会役員(自治会長・自治会長代理)に女性を選任するよう啓発を行う。	自治会役員に女性を選任した自治会数 平成29年度(8自治会) 女性自治会長 2人 女性自治会長代理 3人 女性自治会会計 4人 計 9人(述べ人数) 平成30年度目標 女性自治会役員 10人 (平成31年度各自治会役員体制)	女性自治会長 3人 女性自治会長代理 2人 女性自治会会計 6人 計 11人 ※7自治会	自治会役員に女性を選任した自治会数 (令和元年度各自治会役員体制) 女性自治会役員 10人	自治会カルテの様式について、自治会内における男女の役員構成を明記する様式に変更し、平成28年度の役員報告から実施している。自治会役員への女性選任は、少ない状況にあり、自治会内における男女共同参画意識の醸成が必要である。	自治会の女性役員を増やすことにより、自治会の運営・方針決定の場において、女性が参加・発言しやすい環境づくりにつなげることができる。また、様々な意見が反映されたよりよい自治会運営となることが期待できる。	2:継続	地域協働課
女性消防団員の活動	市の消防団に女性消防団員の任命ができ、防火啓発等について活動願う。	防火啓発等の実施や救命救急措置研修を受講し、女性の視点で活動する。	伊吹山TVを利用した防火啓発や街頭啓発、応急手当普及員資格取得のための研修の受講、他市町女性消防団との交流を行うなど、女性の視点での活動を推進した。	引き続き防火啓発等を行い、女性の視点で活動する。	消防団員が全国的に減少する中、女性の消防団員の加入が求められている。女性消防団員は地域に密着した存在であり、社会環境の変化に伴い、女性の能力を活かすことによる消防団の組織の活性化を図り、地域で男女共同参画を推進することが求められている。	女性消防団員の積極的な加入により、消防団の活性化を図りながら、地域活動などに女性の視点を汲み入れながら、男女共同参画の推進を図ることが期待できる。	2:継続	防災危機管理課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(3) 女性の人権

● 女性に対するあらゆる暴力の根絶

人権施策基本方針P11

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
総合相談窓口の設置	女性の家庭生活や就労に関する「総合相談窓口」を設置し、女性が家庭と仕事の両立を図りながら安心して暮らせる環境作りを行う。	引き続き、総合相談窓口の設置を行い、関係機関との連携を図りながら、相談者の悩みに寄り添える体制づくりを行う。 平成27年度：相談件数31件(来庁18件、電話13件) 平成28年度：相談件数48件(来庁25件、電話22件、メール1件) 平成29年度：相談件数47件(来庁23件、訪問1件、電話21件、メール2件)	女性相談者の生活上の不安や就労に関する悩みに寄り添いながら、きめ細やかに対応できる総合相談窓口の設置を行うことができた。 相談件数42件(来庁19件、電話22件、メール1件) ※内女性からの相談31件	総合相談窓口については、関係機関と連携を図りながら、相談者の悩みに寄り添いながら、人権政策課職員が一丸となって取組む。	女性相談者の生活上の不安や就労に関する悩みにきめ細やかに対応するために、平成27年度から相談員1名を配置し、関係機関等との連携に努めたが、平成29年度からは人権政策課職員で対応している。	総合相談窓口を設置し、ひとりで悩むことなく、気軽に相談ができる体制が整備され、不安や悩みの解消へとつながることが期待できる。	2:継続	人権政策課
DV相談窓口の設置	子を持つDV被害者から相談を受け、母子の生命の危険を回避できるように、関係機関と連携を図りながら支援する。	相談対応：随時 平成28年度実績：33件 平成29年度実績：41件	相談対応：随時 相談延べ件数：平成30年度 57件	相談対応：随時	DV男性の支配下におかれた状態で生活していると、DVを受けているという意識が低くなり、自己肯定感も薄れてしまうことが多い。母子の生命の危険を回避するために、関係機関と連携をとり、迅速な判断、支援が必要。	母子の生命の危険を回避し、安定した生活が送れるようになる。	2:継続	子育て支援課
ひとり親家庭支援	母子父子自立支援員がひとり親の生活や就労等に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し安心して生活するための支援を行う。	相談対応：随時 母子父子自立支援員がひとり親の生活や就労等に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し安心して生活するための支援を行う。 平成29年度実績：792件	相談対応：随時 相談延べ件数：平成30年度 667件 母子父子自立支援員がひとり親の生活や就労等に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し安心して生活するための支援を行った。	相談対応：随時 母子父子自立支援員がひとり親の生活や就労等に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し安心して生活するための支援を行う。	近年、離婚後相談だけでなく、離婚前相談も増えている。母子家庭の母がひとりで子育てするためには、経済的な問題や就労についても時間の制約があり、なかなか思うような就労に結びつかないのが現状。また、離婚に至るまでの複雑な家庭環境が背景にあり、うつ等の精神疾患を患う方も多く支援が難しい。	不安や悩みの解決につながり、母子の生活の安定が図れる。	2:継続	子育て支援課
ひとり親家庭等の住宅支援対策	ひとり親家庭等の社会的弱者に対する空家の活用等について検討を行う。	まいばら空き家対策研究会と連携し、ひとり親家庭等による空家対策利用について支援を行う。 (平成28年度) 関係機関の紹介や問い合わせ：5件 相談実績：3件 (平成29年度) 関係機関の紹介や問い合わせ：8件 相談実績：3件	まいばら空き家対策研究会と連携し、ひとり親家庭等による空家対策利用の工夫。 平成30年度は実績なし	まいばら空き家対策研究会と連携し、ひとり親家庭等による空家対策利用について支援を行う。	DV防止法に基づき、生活の場のない女性や、さまざまな暴力被害にあった女性を支援するため、シェルター確保のための空家活用について検討を行うとともに、ひとり親家庭等に対する支援を行うため、社会的弱者に優先的な取組ができないか検討を行う。	被害者等の自立支援に寄与することが期待できる。	2:継続	子育て支援課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(4) 高齢者の人権

●安心ネットワークの構築

人権施策基本方針P13

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
緊急通報システム事業の実施	一人暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急事態に対応するため、緊急通報端末装置を貸出し、緊急通報受信センターへの通報を行う。	事業実施要綱に基づき、緊急通報装置を必要とする人に貸出する。 ・平成27年度新規登録者実績：12人（登録者総数：116人） ・平成28年度新規登録者実績：9人（登録者総数：107人） ・H29年度新規登録者実績 8人（登録者数：97人）	緊急通報装置を必要とされる人（独居高齢者および高齢者のみ世帯で、虚弱、病弱等で身体状況が不安な方）に対し、当該サービスの提供を行うことにより、日常生活の不安の解消と安全確保に努めた。 ・H30年度新規登録者実績4人（登録者数：93人）	事業実施要綱に基づく事業の実施	当該事業は旧町時から、各町が実施している。高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者も増加が予想され、当該事業対象者数の増加が予想される。また当該機器の貸出しだけですべてが解決できるものではないため、地域による細やかな見守り体制の構築が必要と考えられる。	高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが期待できる。	2:継続	くらし支援課
配食サービス事業の実施	調理が困難（買い物も困難）な方に対し、安否確認と共に食事の提供を行う。	事業実施要綱に基づき、配食サービスを必要とされる人に提供する。 ・平成28年度登録者（利用者）数 93人（配食実績：延べ 25,673回） ・H29年度登録者（利用者）数 113人（配食実績：延べ 26,103回）	配食サービスを必要とされる人（調理が困難な独居高齢者および高齢者世帯）に対し、当該サービスの提供を行い、高齢者の自立支援、生活の質の向上支援を行った。 ※H30年度登録者（利用者）数：82人（配食実績：延べ24,207回）	事業実施要綱に基づく事業の実施	当該事業は旧町時より、各町が実施している。高齢化の進展に伴い、当該事業対象者数の増加が予想される。なお、現在委託している事業者は、山東・伊吹地域については食事の製造場所の関係で朝食配達の対象外地域となっており、サービス面で課題がある。（事業対象外の人の民間サービスの廃止）	高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが期待できる。	2:継続	くらし支援課
地域支え合い活動の推進	元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行う。	地域支え合いセンターが関わり、新たにサービス提供を実施した件数 平成30年度：20件（目標） 第2層の協議体の設置（小中学校区等单位）	・地域支え合いセンターが関わり、新たにサービス提供を実施した団体等の数 平成30年度：12団体 ・第2層の協議体の活動実施：4回	・地域支え合いセンターが関わり、新たにサービス提供を実施した件数 件数：20件 ・地域圏域ごとの交流会議等の開催 開催回数：各地域2回	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手育成・発掘等の地域資源の開発やネットワークを構築するため、平成27年7月に地域支え合いセンターを設置し、ボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターを配置した。コミュニティビジネスの創出やマッチングを進めていく。	高齢者等の自立の尊厳を確保し、身近な場所で支え合うことができる地域社会の実現を目指すことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。	2:継続	くらし支援課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(4) 高齢者の人権

● 認知症高齢者対策の充実

人権施策基本方針P13

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
予防対策事業	生活習慣病を予防することで認知症を予防することができるため、特定健診や後期高齢者健診結果から健診データを基にリスクを抱えている個人に対し改善に向けた支援を行う。	特定健診受診率 平成28年度実績:47.1% 平成29年度実績:47.9% 平成30年度目標:50% 高齢者の結核レントゲン検診受診者 平成28年度実績:2,162人(受診率18.8%) 平成29年度実績:2,340人(受診率22.5%)	・特定健康診査受診率: 45.7% 2,781人 ・結核レントゲン検診受診率: 16.7% 1,939人	・特定健康診査目標受診率:52% ・結核レントゲン検診目標受診率:25%	特定健診受診率が、平成28年度47.1%で目標とする55%を達成していない。未受診者の中にハイリスク者が隠れている可能性がある。39歳以下の者の受診者が少ない。認知症の予防は、生活習慣病の予防であるということの啓発が十分でない。	生活習慣病予防のため健診を受診し、健診結果に基づいた保健指導を受け生活習慣を改善することが期待できる。また、さらに認知症の発症予防、重症化予防にもつながる。	2:継続	健康づくり課
認知症対策推進事業	認知症の早期発見、迅速な対応ができるよう、認知症に対する正しい知識と理解を深め、相談体制・地域住民による見守り活動の支援の充実を図る。	(平成29年度実績) 認知症初期集中支援チーム新規対応件数 100件 認知症カフェの新規設置 3か所 認知症予防プログラム講座 1か所 ちよっと相談所(17箇所) (平成30年度目標) 初期集中支援チーム活動 ・新規対応件数 100件	・認知症サポーター養成講座の実施 653人受講 ・ちよっと相談所・認知症カフェ 18か所 ・認知症初期集中支援チーム新規対応件数 49件 ・認知症疾患センターとの情報交換会・研修会の開催 ・米原市認知症高齢者等SOSネットワーク事業 登録者15人、協力機関登録30事業所	・認知症サポーターの地域での見守り、活動の促進 ・出張ちよっと相談所・認知症カフェ事業の展開 ・認知症疾患センターとの連携強化 ・認知症高齢者等SOSネットワーク事業における平常時の見守り活動の強化	認知症初期集中支援チームの配置、身近なところで相談できる場所の設置と認知症カフェの実施 認知症高齢者を早期発見・早期治療への支援やかかりつけ医につなぐためのシステム構築が求められている。	高齢者等の自立の尊厳を確保し、認知症になっても、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる。	2:継続	くらし支援課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(4) 高齢者の人権

● 地域包括ケア対策の充実

人権施策基本方針P13

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
介護基盤整備・開設準備経費補助、人材育成	第6期介護保険事業計画に基づく補助事業による介護サービスの充実および介護職員の増加・定着等のため、研修奨励金事業を行う。	(平成29年度実績) ・平成29年度基盤整備数:地域密着型の特別養護老人ホーム1か所(平成30年4月1日開設)補助事業の実施 ・平成29年度開設準備経費補助数:地域密着型の特別養護老人ホーム1か所(平成30年4月1日開設) 補助事業の実施 ・平成29年度人材育成:受講料助成者数 3人 (平成30年度目標) ・平成30年度基盤整備数:小規模多機能型居宅介護施設を1か所補助事業の実施 ・平成30年度開設準備経費補助数:小規模多機能型居宅介護施設を1か所補助事業の実施 ・平成30年度人材育成:受講料助成者目標数 4人	・平成30年度基盤整備数:小規模多機能型居宅介護施設を1か所、平成31年4月1日から開設となりましたが、既存施設利用ため補助の実施なし。 ・平成30年度開設準備経費補助数:小規模多機能型居宅介護施設を1か所(平成31年4月1日開設) 補助事業の実施 ・平成30年度人材育成:受講料助成者数 3人	・令和元年度基盤整備数:看護小規模多機能型居宅介護施設を1か所補助事業の実施 ・令和元年度開設準備経費補助数:看護小規模多機能型居宅介護施設を1か所補助事業の実施 ・令和元年度人材育成:受講料助成者目標数 4人	介護保険事業計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、基盤整備に対する補助を行っているが、介護給付費の増加を招くため整備については一定の制限を設けざるを得ない。また、増え続ける要介護認定者を支えるための介護人材は全国的に不足している状況である。	着実な事業推進を行うことにより、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが期待できる。	2:継続	くらし支援課
地域包括ケア体制の構築	高齢者の尊厳の保持と自立支援を実現するため、地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センター機能の充実と関係機関等との連携強化を図る。	(平成29年度実績) ・7月より、米原近江地域包括支援センターにおいて、指定介護予防支援事業所を開設。 ・地域包括支援センター運営協議会の開催(年2回) ・米原市地域包括支援センターと米原近江地域包括支援センターの調整会議を毎月開催(12回) (平成30年度目標) ・地域包括支援センター運営協議会の開催(年3回) ・米原市地域包括支援センターと米原近江地域包括支援センターの調整会議を毎月1回以上開催(12回以上)	・山東伊吹、米原近江の2圏域の各地域包括支援センターに専門職(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)を配置し、総合相談に対応。また、それぞれに指定介護予防支援事業所をおき、要支援者や総合事業対象者の介護予防のための支援を行った。 ・両地域包括支援センターの調整会議を毎月1回開き、課題の明確化と共有につとめた。 ・地域包括支援センター運営協議会を年3回実施。	・地域包括支援センター運営協議会の開催(年3回)。地域課題を明確にししながら、体制整備の在り方について検討を行う。 ・米原市地域包括支援センターと米原近江地域包括支援センターの調整会議を毎月1回以上開催(12回以上)	身近なところで相談できる体制を整えるため、平成28年4月に米原・近江地域を担当する米原近江地域包括支援センターを開設しました。 令和3年から山東・伊吹地域についてもセンターを設置し、基幹型センターと役割を分担しながら地域包括ケアシステムの構築を進めていく方向で体制を整備していく。	高齢者等の自立の尊厳を確保し、みんながつながり地域で支え合うことができる地域社会の実現を目指し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる。	2:継続	くらし支援課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(4) 高齢者の人権

● 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進

人権施策基本方針P13

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
老人クラブへの支援	老人クラブの活動に対する補助事業	生きがいと健康づくり活動に取り組む老人クラブの活動に対して、補助金交付要綱に基づく補助事業の着実な実施 ※平成29年4月1日現在 65クラブ、会員数4,748人	補助事業等により、高齢者の生きがいづくりと老人クラブの活動、運営支援を実施した。 ※平成30年4月1日現在 34クラブ、会員数2,606人	生きがいと健康づくり活動に取り組む老人クラブの活動に対して、補助金交付要綱に基づく補助事業の着実な実施 ※平成31年4月1日現在 29クラブ、会員数2,292人	当該事業は旧町時から、各町が実施している。老人クラブについては、比較的若い層の高齢者は就労されることも多く組織に加入されなかったり、連合組織等の役職のなり手がなく、連合組織から脱退されたり、ライフスタイルの多様化に伴う老人クラブの解散も増えてきており、組織維持が課題となっている。 【参考】 ・平成23年4月1日現在 100クラブ、会員数7,069人 ・平成26年4月1日現在 81クラブ、会員数5,868人	老人クラブへ支援を行うことにより、地域の担い手・福祉の支え手となることが期待でき、健康で生きがいのある生活に寄与できる。	2:継続	くらし支援課
シルバー人材センターへの支援	県および市シルバー人材センターの事業運営に対する補助事業	補助金交付要綱に基づく補助事業を実施し、生きがいづくりの中核団体として支援する。 ※平成29年4月1日現在:会員数730人	補助事業等により、高齢者の雇用機会の促進、運営支援を行った。 ※平成30年4月1日現在:会員数803人	補助金交付要綱に基づく補助事業を実施し、生きがいづくりの中核団体として支援する。 ※平成31年4月1日現在:会員数784人	当該事業は旧町時から、各町が実施している。シルバー人材センターについては、順調に加入者・受注実績が増えてきている。しかし、国の補助金が大幅な減額となっており、市の補助金がないと運営が厳しい状況である。	高齢者活用・雇用の場であるシルバー人材センターを支援することにより、いきいきと健康で社会参加ができる生涯現役社会の実現に寄与できる。	2:継続	くらし支援課
高齢者いきがいバス運行事業	車両の運行業務を社会福祉協議会に委託することにより行う。	高齢者いきがいバス運行管理規則に基づき、事業支援を行う。 平成27年度運行回数:243回(実績) 平成28年度運行回数:240回(実績) 平成29年度運行回数:224回(実績) 平成30年度運行回数:250回(目標)	高齢者が活気にあふれた生活を送れるよう、高齢者団体の福祉活動を支援するため、高齢者いきがいバスの運行を行った。 ※平成30年度運行回数 ・シビリアン(社協バス):廃止 ・リエッセ 103回	・高齢者いきがいバス運行管理規則に基づき、事業を実施する。 ※令和元年度運行回数:100回(目標) ・バスの老朽化に伴い、また法令遵守を図るため、事務事業の見直しを進める。	市社会福祉協議会に車両の運行業務委託を行い、高齢者団体等が行う高齢者いきがい講座および福祉活動等を支援する。 ※白ナンバーバス運行について、見直しを図る必要があり、事務事業の見直し(廃止)を検討する。	交通手段の確保が困難な高齢者のための車両運行業務を行い、高齢者の生活の充実を図ることが期待できる。	2:継続	くらし支援課
高齢者等居場所づくり事業	地域での支え合いの活動で、元気な高齢者が活躍し、支援の必要な高齢者が身近な地域でサービスを受けられるような居場所づくりの立ち上げ支援、継続支援を行う。	(平成29年度実績) 新規団体 4団体 継続団体 20団体 (平成30年度目標) 新規団体 5団体 継続団体 24団体(25~29年度実績)	新規団体 2団体(H30年度実績) 継続団体26団体(25~30年度実績)	新規団体 5団体(令和元年度目標) ※35団体(令和3年度目標)	自治会ごとに高齢者等の居場所づくりと生活支援の仕組みづくりを進めるため、事業を実施するモデル地域に補助を行い、互助によるコミュニティの構築と地域活性化を図る取組を進める。今後は補助金交付要綱の見直しを行い、事例紹介等を通して地域が取り組みやすい制度とする。	高齢者等の自立と尊厳を確保し、みんながつながり地域で支え合うことができる地域社会の実現を目指し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる。	2:継続	くらし支援課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(4) 高齢者の人権

●だれもが暮らしやすいまちづくり

人権施策基本方針P13

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
米原安心安全なまちづくり市民大会	安心安全な市民生活を考える機会として、交通事故防止および防犯の啓発を一体的に実施する。	平成27年度参加者約250人 平成28年度参加者約250人 平成29年度参加者150人 平成30年度参加者250人(目標)	11月23日に米原安全安心なまちづくり市民大会を開催し、約150人の参加を得た。	11月上旬に、令和元年度米原市安全安心なまちづくり大会を開催する。参加目標人数200人。	平成26年度まで、交通安全と防犯の事業を別々に実施していたが、平成27年度から一体的に実施することとした。関係団体が多い中、有機的に連携を図って事業の実施効果を高めていけるよう、一体的な大会とした課題(表彰・発表・参加者)を踏まえた調整が必要である。	高齢者の交通安全に対する啓発効果が期待できる。また、あらゆる世代の参加のもと、地域ぐるみで事故や詐欺等から高齢者を守っていこうという機運を高めることが期待できる。	2:継続	防災危機管理課
介護保険制度全般	第6期介護保険事業計画に基づく介護サービスの充実	◆地域密着型サービスの充実 ・小規模多機能型居宅介護施設の整備を実施する。 ◆サービスの質の確保・向上 ・事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化を推進する。 ◆介護給付適正化事業の推進 ・介護予防や重症化防止など各種予防事業、介護給付費の適正化に努める。 ・介護サービス利用者に対し利用状況を確認していただくため「介護給付費のお知らせ」を年1回通知、併せて、居宅介護支援事業所に対してケアプランの内容確認を行い、適宜改善指導を実施する。 ・市民、事業所に対し介護保険制度等について理解を深めていただくため、出前講座等を実施し、学習する機会を提供する。 ・要介護認定調査員が事例検討や情報を共有するため、毎月1回会議を実施し、調査の適正化を図る。	◆地域密着型サービスの充実 ・小規模多機能型居宅介護施設が開設(平成31年4月) ◆サービスの質の確保・向上 ・地域密着型サービス事業所への実地指導(6事業所) ◆介護給付適正化事業の推進 ・介護予防や重症化防止など各種予防事業、介護給付費の適正化に努めた。 ・介護サービス利用者に対し利用状況を確認していただくため「介護給付費のお知らせ」を年1回通知、併せて、居宅介護支援事業所に対してケアプランの内容確認を行い、適宜改善指導を実施した。 ・要介護認定調査員が事例検討や情報を共有するため、毎月1回会議を実施し、調査の適正化を図った。	◆地域密着型サービスの充実 ・看護小規模多機能型居宅介護の施設整備を実施する。 ◆サービスの質の確保・向上 ・事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化を推進する。 ◆介護給付適正化事業の推進 ・介護予防や重症化防止など各種予防事業、介護給付費の適正化に努める。 ・介護サービス利用者に対し利用状況を確認していただくため「介護給付費のお知らせ」を年1回通知、併せて、居宅介護支援事業所に対してケアプランの内容確認を行い、適宜改善指導を実施する。 ・市民、事業所に対し介護保険制度等について理解を深めていただくため、出前講座等を実施し、学習する機会を提供する。 ・要介護認定調査員が事例検討や情報を共有するため、毎月1回会議を実施し、調査の適正化を図る。	当市に限らず、全国的な高齢化に伴い要介護認定者の増加が著しく、そのことにより介護保険料が上昇し続けている。また制度改正が3年ごとにあり、近年は負担増となったり、利用に制限がかかる改正が多く、制度自体の安定性に課題がある。	着実な事業推進を行うことにより、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが期待できる。	2:継続	くらし支援課
介護用品助成事業	介護負担の軽減のため、在宅介護で使用する介護用品の経費の一部に対し、助成を行う。	事業実施要綱に基づく、事業の着実な実施 ・平成27年度登録者数: 824人 ※助成金額: 26,575,524円 ・平成28年度登録者数: 1,147人 ※助成金額: 21,301,080円 ・平成29年度登録者数1,083人 ※助成金額: 20,478,108円	介護用品の助成を必要とされる人(65歳以上の在宅で要介護1~5に該当する人)に対し、在宅介護で使用する介護用品の経費助成を行い、負担軽減を図った。 ※H30年度登録者数1,149人 (助成金額: 20,683,559円)	事業実施要綱に基づく事業の実施(※国の任意事業の見直し方針に基づき、対象区分等の見直し検討を行う。)	当事業は、旧町時代の制度を踏襲する形で実施されており、合併時と比べ、介護を取り巻く環境は大きく変化している。合併後10年が経過しており、適切な助成額の見直しおよび他市との均衡を鑑み、限りある財源の中で当事業を継続していくために、平成28年4月から助成額の変更を行う。 ※市民税非課税世帯 要介護4・5 助成額8,000円→6,000円 市民税課税世帯 要介護4・5 助成額4,000円→3,000円	高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが期待できる。	2:継続	くらし支援課
訪問理容サービス事業	在宅の寝たきり高齢者に対し、訪問による理容サービスを実施して、清潔で快適な生活ができるよう支援する。	事業実施要綱に基づく、事業の着実な実施 ・平成27年度実績 利用件数50件、対象者数29人 ・平成28年度実績 利用件数40件、対象者数27人 ・平成29年度実績 利用件数44件、対象者数25人	訪問による理容サービスを必要とされる人(寝たきり高齢者)に対し、当該サービスの提供を行い、生活支援を行った。 ※H30年度実績 利用件数37件、対象者数27人	事業実施要綱に基づく事業の実施	当該事業は(生理的に)頻繁に必要なものではなく、また、同居の家族の場合でも寝たきり高齢者に理容を行うことができるため、利用件数が少ない。また、市から業者に支払っているのは、出張料の1,000円のみなので、業者としても利益が少ないため、積極的な事業参加が見込めない。	高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが期待できる。	2:継続	くらし支援課

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
高齢者等住宅除雪支援事業	自力で除雪が困難な高齢者世帯の人などを対象に、降雪時の安全確保と不安の解消を図るため、除雪に対する経費の一部を助成する。	補助金交付要綱に基づく、事業の着実な実施 ・補助金交付件数実績 平成27年度0件 平成28年度16件 平成29年度3件	住宅の屋根等の除雪支援を必要とされる人(自力で除雪等が困難と認められる高齢者および障がい者世帯等)に対して、除雪経費の助成を行い、豪雪時の安全確保および不安解消を図った。 ※H30年度補助金交付件数実績0件	補助金交付要綱に基づく事業の実施	当事業は積雪が50cmを越え、家屋の損傷や災害などのおそれがある場合に、第三者に依頼して行った居住する建物の屋根、避難経路等の必要最低限の除雪に要した経費が対象となる。屋根の雪降ろしを伴わない避難経路のみの除雪の場合、対象外となるため、また昨今の暖冬の影響により当事業の補助対象となるケースは少ない。	高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが期待できる。	2:継続	くらし支援課
バス乗車助成事業	市の公共交通(バスおよび登録制タクシー)の乗車券購入に対して助成を行う。	・バス乗車助成(高齢者用定期券「小判手形」助成)利用延人数 H26:414人、H27:384人、H28:368人、H29:305人、H30目標:320人 ・バス乗車助成(回数券助成)利用実人員H26:12人、H27:14人、H28:31人、H29:11人、H30目標:15人	・バス乗車助成(高齢者用定期券「小判手形」助成)利用延人数 平成30年度:256人 ・バス乗車助成(回数券助成)利用実人員平成30年度:9人	・バス乗車助成(高齢者用定期券「小判手形」助成)利用延人数 令和元年度目標:260人 ・バス乗車助成(回数券助成)利用実人員 令和元年度年目標:10人	高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、公共交通(市内を運行するバス)の利用に係る経費の一部を助成している。	高齢者や障がい者の交通費の負担が軽減され、社会参加の促進が期待できる。	2:継続	社会福祉課
権利擁護・虐待防止の推進	高齢者が増加する中、様々な立場や状況にある高齢者の尊厳が守られる体制づくり、相談体制の充実、関係機関と連携した虐待防止の取組を推進する。	・高齢者の虐待防止について理解を深め、発生防止していくように、市民や事業所等への啓発を推進する。 ・ネットワーク会議の開催。(年2回開催)	・介護支援専門員・民生委員合同研修会や広報での虐待防止の啓発を実施し、虐待防止について市民や事業所等の理解を深めた。 ・平成30年10月23日、平成31年3月4日にネットワーク会議の開催	・広報での虐待防止の啓発の実施。 ・ネットワーク会議の開催(年2回)	通報や虐待を受けた本人からの相談や養護者への支援に関する指導・助言を実施し、虐待の早期発見、通報や相談に対して適切かつ迅速な対応ができるよう高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議での情報共有を図る。 平成27年7月に権利擁護センター(社協に委託)を開設した。	高齢者等の自立の尊厳を確保し、地域での見守り活動の重要性が周知・徹底され早期発見につながり、迅速かつ適切な対応が図れる。	2:継続	くらし支援課
道路網整備計画に基づくバリアフリー化の促進	高齢者や障がいのある人が安心して出かけられる歩行空間の整備を推進する。	今後も道路網整備計画等に基づき、バリアフリー化を促進し、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に努める。 ・市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等	・市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等 ・交通安全維持工事(区画線、グリーンベルト等の施工) ・市道(歩道)の改良工事の実施(市道板戸市場線(朝日地先)、箕浦碓線(宇賀野地先)) ・県道歩道未整備区間の要望(樋口岩脇線ほか)	今後も道路網整備計画等に基づき、バリアフリー化を促進し、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に努める。 ・市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等 ・道路改良計画時には、バリアフリー化を考慮した計画をする。 ・歩行者等への配慮に基づいた(特に通学路)道路整備を実施し、他機関(国、県)への要望に関しても同様とする。	安全な移動を確保するため、国道、県道については関係機関に要望を行うとともに、市道については、米原市道路網整備計画に基づき、道路整備と併せて自転車歩行者道の整備を推進する。また、自転車歩行者道として整備した路線については、維持管理を行い、高齢者の方が安心して通行できるよう努める。	道路のバリアフリー化を推進することで、利用者の安全な移動の確保や円滑化を図ることが期待できる。	2:継続	建設課
市営住宅等の適切な維持管理	市営住宅等の適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じた耐震化補強等の補助を行う。	雨漏れ等の通常の修繕を行うとともに、耐用年数が経過している米原市営住宅IHコンロの修繕を行い、住宅の安全性を向上させる。 平成27年度:37戸(実績) 平成28年度:64戸(実績) 平成29年度:44戸(実績)	通常の修繕と合わせて、陸屋根改良住宅の壁面シーリング打ち替えを実施し、雨漏れによる被害を低減させた。 H30年度修繕住宅戸数 53戸	通常の修繕と合わせて、陸屋根改良住宅の壁面シーリング打ち替えを実施し、雨漏れによる被害を低減し、快適な居住環境となるよう適切な維持管理を行う。	既存の市営住宅等をできるだけ長期に有効活用するように努めるとともに、老朽化に伴う建替え等の際には、将来にわたって維持管理しやすい住宅づくりを進め効率的、効果的な維持管理に努める必要がある。	住宅に困窮している世帯で且つ低所得者等に対して、安価な家賃で子育て世代から高齢者まで住宅に入居されている。市営住宅等の適切な維持管理を行うことで、市民生活の安定と社会福祉の増進を図り、安全・安心な住宅づくりを進めることができる。	2:継続	都市計画課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(5)障がい者の人権	●障がいと障がいのある人への理解促進

人権施策基本方針P15

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
市職員研修の実施(障害者差別解消法)	障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障がい者差別解消法)に基づく取組を実施する。	障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する米原市職員対応要領の周知を図るとともに、職員研修会を実施する。	障がいをはじめとする、人々が持つ様々な違いを尊重するという心構えを学ぶとともに、多様な来庁者に対する接し方についての研修を実施した。 平成30年11月9日(金)10人参加	障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する米原市職員対応要領の周知を図るとともに、職員研修会を実施する。	障がい者差別解消法が平成25年6月26日に公布、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、法に基づく施策を実施する必要がある。 ・職員研修会を実施(法の趣旨や取組事例)	障がい者差別への理解を深め、障がい者を理由とする差別の解消を図る。	2:継続	総務課
ボランティア養成事業	手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催する。	(H28実績) ・手話講座(入門編受講終了)17人 ・音訳ボランティア講座(初級編5人、経験編12人) (H29実績) ・手話講座(入門編受講終了)16人 ・音訳ボランティア講座(初級編4人、経験編11人) (H30目標) ・手話講座(入門編)14人 ・音訳ボランティア講座(初級編5人、経験編12人)	・手話講座(入門編修了者)14人 ・音訳ボランティア講座(初級編5人、経験編11人) ・手話や音訳に係るボランティアとして活動できる市民を増やすことができた。	・手話講座(基礎編)15人 ・音訳ボランティア講座(入門編5人、ステップアップ編12人)	平成17年度から、手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催している。受講生の確保、受講後の地域活動の継続、さらに手話奉仕員養成講座の講師不足が課題である。	手話奉仕員、音訳ボランティアを養成することにより、障がい者への理解が深まり、支援の輪が広がることが期待できる。	2:継続	社会福祉課
権利擁護・虐待防止の推進	様々な立場や状況にある障がい者や高齢者の尊厳が守られる体制づくり、相談体制の充実、関係機関と連携した虐待防止の取組を推進する。	・障がい者や高齢者の虐待防止について理解を深め、発生防止していくように、市民や事業所等への啓発を推進する。 ・ネットワーク会議の開催。(2回開催)	・障がい者や高齢者の虐待防止について理解を深め、発生防止していくように、市民や事業所等への啓発を推進した。 ・ネットワーク会議の開催。(2回開催) ・虐待に対する市民の意識の向上を図ることができた。虐待対応に対する第三者の意見を聞くことができた。 ・通報相談件数7件、虐待件数2件	・障がい者や高齢者の虐待防止について理解を深め、発生防止していくように、市民や事業所等への啓発を推進する。 ・ネットワーク会議の開催。(2回開催)	通報や虐待を受けた本人からの相談や養護者への支援、事業所等に関する指導・助言を実施し、虐待の早期発見、適切かつ迅速な対応ができるよう高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議での情報共有を図る。 平成27年7月に権利擁護センターを開設した。(くらし支援課)	障がい者や高齢者の自立の尊厳を確保し、地域での見守り活動の重要性が周知・徹底され早期発見につながり、迅速かつ適切な対応が図れる。	2:継続	社会福祉課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(5)障がい者の人権	●社会参加の支援と雇用・就業の促進

人権施策基本方針P15

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
市職員における障がい者雇用対策	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用を実施する。	平成30年度職員採用試験において、行政職(身体障がい者対象)を実施し、2名の採用予定である。	平成30年度職員採用試験において、行政職(身体障がい者対象)を実施し、1名の採用を行った。	職員構成、退職者の動向を勘案しながら、計画的な職員採用を行う。 令和元年度 採用計画なし	今後も障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、職員構成等も勘案し、法定雇用率以上の雇用を目指す。	障がい者の方の就業場所の確保を市役所が率先して行う。	2:継続	総務課
社会参加支援事業	自動車燃料費等助成、自動車改造助成(介護者運転)	自動車燃料費・福祉タクシー等の運賃助成を行い、障がい者の社会参加を促進する。 自動車燃料費等助成 利用者数 平成27年度:342人(実績) 平成28年度:409人(実績) 平成29年度:363人(実績) 平成30年度:380人(目標)	自動車燃料費等助成利用者数:353人(実績) ・障がい者の社会参加を支援することができた。	自動車燃料費・福祉タクシー等の運賃助成を行い、障がい者の社会参加を促進する。 自動車燃料費等助成 利用者数 令和元年度目標:360人	市単独事業である重度心身障がい者(児)自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業は、平成17年4月から行っている。	障がい者の社会参加を促進することができる。	2:継続	社会福祉課
発達障がい支援事業	発達障がい児やその家族の支援を行う。	創作的活動、機能訓練等目標回数 平成27年度:8回(実績) 平成28年度:8回(実績) 平成29年度:8回(実績) 平成30年度:8回(目標)	平成30年度創作的活動、機能訓練等:8回(実績)	令和元年度創作的活動、機能訓練等目標回数:8回	障がいのある子どもたちのための心身の健康増進と精神的な自立を図ることを目的に、特定非営利活動法人に委託してサマースクールを開校し、創作的活動や機能訓練等を行う。	障がいのある人の自立と社会参加の促進が期待できる。	2:継続	社会福祉課
企業への障がい者雇用の促進	企業訪問実施時に障がい者雇用の促進を図る。	企業訪問時に雇用促進について周知する。	窓口担当者設置のある企業・事業所に対して、周知活動を行った。 平成30年度:98社(実績)	窓口担当者設置のある企業・事業所に対して、周知する。 平成30年度:98社(実績)	障害者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供義務」について、毎年実施している企業訪問時に事業者へ対し周知を行う。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの意識向上が図れる。	1:新規	商工観光課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(5)障がい者の人権

●保健・医療と生活支援の充実

人権施策基本方針P15

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
福祉医療費助成事業(重度心身障がい者および心身障がい者)	福祉医療費助成制度による医療費の助成を行い、対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。	重度心身障がい者および心身障がい者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行う。 (平成29年度実績) 対象者 重度心身障がい者 663人 心身障がい者 160人 助成額 重度心身障がい者 90,032千円 心身障がい者 901千円	重度心身障がい者および心身障がい者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行った。 (平成30年度実績) 対象者 重度心身障がい者 653人 心身障がい者 155人 助成額 重度心身障がい者 84,753千円 心身障がい者 1,081千円	・重度心身障がい者および心身障がい者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行う。 ・令和元年8月より、身体障害者手帳3級所持者約240人に対し、福祉医療助成制度を拡充する。	福祉医療費助成制度により、安心して医療が受けられる体制を整えてきた。	障がい者の方が、安心して医療を受けることができる仕組みを作ることにより、健やかに暮らせるまちをつくる。	2:継続	保険課
医療保健体制整備事業	市民の安心を保障するため医療機関や関係機関等との連携を図り、円滑な医療・保健体制整備を今後も引き続き行うため、医療体制整備に必要な支援を行う。	医療機関や関係機関等との連携を図り、円滑な医療・保健体制整備、適正受診に向けた啓発を行う。 (平成27年度実績) 長浜米原休日急患診療所:71日開設、4,169人利用(内米原市民1,005人) (平成28年度実績) 長浜米原休日急患診療所:71日開設、3,986人利用(内米原市民982人) (平成29年度実績) 長浜米原休日急患診療所:71日開設、4,319人利用(内米原市民1,098人)	・長浜米原休日急患診療所の開設 72日/年開設 延べ4,163人/年利用 (うち米原市民延べ:1,051人)	・医療機関や関係機関等との連携を図り、円滑な医療、保健体制確保のため、適正受診に向けた啓発を市広報媒体に行う。	・長浜米原休日急患診療所の開設により、休日に医療を必要とする者に対し、応急的な処置を行い、市民の健康を保持する。 ・市立長浜病院・長浜赤十字病院の輪番制により、二次救急医療機関として医師を確保し、夜間と休日の医療の提供を図る。 ・高齢社会に向け公衆衛生、在宅医療等に関する需要に的確に対応することができるよう、湖北医師会、湖北歯科医師会と協力し、保健活動を円滑に推進する。	市民の安心・安全な生活に寄与することが期待できる。	2:継続	健康づくり課
保健センター管理事業	各保健センターにおいて、保健事業の活用を行う。	乳幼児健診は、米原げんきステーションや山東健康福祉センターで月5回実施。育児相談や発達相談など個別相談でも活用 育児相談(すくすく相談)月2回、延600件 子育て世代包括支援センターをげんきステーションに設置。関係者会議を定期的に開催する。 ※育児相談(すくすく相談) 平成29年度実績:月2回、延522件	・乳幼児健康診査:5回/月 米原げんきステーションや山東健康福祉センターで実施 育児相談や発達相談など個別相談でも活用 ・育児相談(すくすく相談):月2回、延べ418件	・乳幼児健康診査:5回/月 米原げんきステーションおよび山東健康福祉センターで実施 育児相談や発達相談等の個別相談でも活用 ・育児相談(すくすく相談):2回/月	各保健センターにおいて、各種健診・健康教育等の保健事業を行う。住民健康診査や乳幼児健診等の場として、また市民の自主的な健康づくりの場として、市民に利用されている。(米原げんきステーション、伊吹健康プラザ愛らんど、山東健康福祉センター、近江保健センター)	市民の安心・安全な生活に寄与することが期待できる。	2:継続	健康づくり課
自立支援給付事業	更生医療、育成医療、介護給付費、補装具等の給付を行う。	障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業等を実施していく。 平成28年度実績:更生医療138件、育成医療91件、補装具94件 平成29年度実績:更生医療106件、育成医療65件、補装具100件	平成30年度実績:更生医療92件、育成医療84件、補装具81件 ・医療費や福祉用具等の購入費用の軽減を図ることができた。	障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業等を実施していく。	障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業等を実施している。給付費の伸びが大きく、ニーズに対応できる財源確保が課題である。	医療費の軽減により疾病の早期治療が可能となり、障がいの軽減を図ることができる。	2:継続	社会福祉課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(5)障がい者の人権

●安心して暮らせるまちづくり

人権施策基本方針P15

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
要配慮者の支援体制整備	地域防災計画の修正を行う中で、障がい者を含めた要配慮者の支援体制について、国の指針等に基づき点検を行う。	国の法令改正や、社会情勢の変化に伴い、適時見直しを行う。	特筆すべき見直しは、特に行っていない。	国の法令改正や社会情勢の変化に伴い、適時見直しを行う。	災害時における要配慮者の避難行動の支援体制が不十分であり、くらし支援課や関係者が連携して体制整備を進めていくことが必要である。	災害時における要配慮者の避難支援体制の強化を図るとともに、共助意識を高めていくことで、安心安全な防災体制を構築することが期待できる。	2:継続	防災危機管理課
意思疎通支援事業	視覚や聴覚に障がいがある人のために、音の広報発行事業、意思疎通支援事業を行う。	平成28年度実績 ・手話通訳者派遣:31回、要約筆記者派遣:40回、 ・音の広報発行(市広報:18回、議会だより:4回) 平成29年度実績 ・手話通訳者派遣:80回、要約筆記者派遣:14回、 ・音の広報発行(市広報:12回、議会だより:4回) 平成30年度目標 ・手話通訳者派遣:80回、要約筆記者派遣:15回、 ・音の広報発行(市広報:12回、議会だより:4回) ・手話施策推進会議の開催(6回)	・手話通訳者派遣:129回 ・要約筆記者派遣8回 ・音の広報発行16回(市広報:12回、議会だより:4回) 「手話言語条例」の施行後、推進方針を策定するため、手話施策推進会議の全体会を3回、作業部会を5回開催した。	・手話通訳者派遣:130回 ・要約筆記者派遣10回 ・音の広報発行16回(市広報:12回、議会だより:4回) ・手話施策推進会議の開催(計7回) ・手話の体験学習(出前講座)15回 ・手話フェスタの開催 1回	視覚に障がいがある人のために音の広報を発行するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。音訳ボランティア、手話通訳者・要約筆記者を増やすことが課題である。 手話通訳者、手話講座の講師が不足している。	障がいのある人の情報保障と社会参加の促進が期待できる。手話と聴覚障がい者に対する理解が広まる。	2:継続	社会福祉課
地域生活支援事業	日中一時事業、移動支援事業を行い、障がい者の地域における生活を支援する。	日中における活動の場を確保し、家族の介護負担軽減のため一時的な見守り支援を行い、地域における自立生活および外出時の移動を支援し、障がい者の社会参加を促進する。 日中一時事業の利用者 平成28年度:43人(実績) 平成29年度:50人(実績) 平成30年度:50人(目標) 移動支援事業の利用者 平成28年度:86人(実績) 平成29年度:66人(実績) 平成30年度:70人(目標)	日中一時事業の利用者 49人(実人員) 移動支援事業の利用者 74人(実人員) ・障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の介護負担軽減を行うことができた。	日中一時事業の利用者 50人(実人員) 移動支援事業の利用者 75人(実人員)	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の介護負担軽減のため一時的な見守り支援を行う。また、地域における自立生活および社会参加のための外出時の移動を支援する。	障がいのある人が必要な時に必要なサービスを受けられることにより、安心して暮らすことができる。	2:継続	社会福祉課
障がい者配食サービス事業	在宅障がい者の生活を支援するため、配食サービスを実施する。	在宅のひとり暮らしの障がい者および障がい者世帯の方に対し、配食サービスを実施していく。 配食サービスの利用者 平成27年度:13人(実績) 平成28年度:12人(実績) 平成29年度:11人(実績)	配食サービスの利用者 平成30年度:10人(実績) ・障がい者の食時の確保と見守りを行うことができた。	在宅のひとり暮らしの障がい者および障がい者世帯の方に対し、配食サービスを実施していく。 令和元年度:10人(実人員)	在宅のひとり暮らしの障がい者および障がい者世帯の方に対し、配食サービスを実施している。	障がいのある人が自宅で安心して暮らすことができる。	2:継続	社会福祉課
道路網整備計画に基づくバリアフリー化の促進(再掲)	高齢者や障がいのある人が安心して出かけられる歩行空間の整備を推進する。	今後も道路網整備計画等に基づき、バリアフリー化を促進し、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に努める。 ・市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等	・市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等 ・交通安全維持工事(区画線、グリーンベルト等の施工) ・市道(歩道)の改良工事の実施(市道板戸市場線(朝日地先)、箕浦碓線(宇賀野地先)) ・県道歩道未整備区間の要望(樋口岩脇線ほか)	今後も道路網整備計画等に基づき、バリアフリー化を促進し、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に努める。 ・市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等 ・道路改良計画時には、バリアフリー化を考慮した計画をする。 ・歩行者等への配慮に基づいた(特に通学路)道路整備を実施し、他機関(国、県)への要望に関しても同様とする。	安全な移動を確保するため、国道、県道については関係機関に要望を行うとともに、市道については、米原市道路網整備計画に基づき、道路整備と併せて自転車歩行者道の整備を推進する。また、自転車歩行者道として整備した路線については、維持管理を行い、障がいのある方が安心して通行できるよう努める。	道路のバリアフリー化を推進することで、利用者の安全な移動の確保や円滑化を図ることが期待できる。	2:継続	建設課

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
市営住宅等の適切な維持管理(再掲)	市営住宅等の適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じた耐震化補強等の補助を行う。	雨漏れ等の通常の修繕を行うとともに、耐用年数が経過している米原市営住宅IHコンロの修繕を行い、住宅の安全性を向上させる。 平成27年度:37戸(実績) 平成28年度:64戸(実績) 平成29年度:44戸(実績)	通常の修繕と合わせて、陸屋根改良住宅の壁面シーリング打ち替えを実施し、雨漏れによる被害を低減させた。 H30年度修繕住宅戸数 53戸	通常の修繕と合わせて、陸屋根改良住宅の壁面シーリング打ち替えを実施し、雨漏れによる被害を低減し、快適な居住環境となるよう適切な維持管理を行う。	既存の市営住宅等をできるだけ長期に有効活用するように努めるとともに、老朽化に伴う建替え等の際には、将来にわたって維持管理しやすい住宅づくりを進め効率的、効果的な維持管理に努める必要がある。	住宅に困窮している世帯で且つ低所得者等に対して、安価な家賃で子育て世代から高齢者まで住宅に入居されている。市営住宅等の適切な維持管理を行うことで、市民生活の安定と社会福祉の増進を図り、安全・安心な住宅づくりを進めることができる。	2:継続	都市計画課
福祉教育の推進	総合的な学習の時間による福祉学習、自校の障がいのある児童生徒への学習支援、障がい児理解教育を実施する。	参加体験型の取組をすべての学校(15校)で実施する。 小中学校における福祉体験学習の実施状況 平成28年度:5校で実施(実績) 平成29年度:10校で実施(実績) 平成30年度:15校で実施(目標)	・小学校6校、中学校1校において参加体験型の福祉体験学習を実施した。(未実施校においては、参加体験型ではなく、人権講話など講義型にて実施)	参加体験型の取組をすべての学校(15校)で実施する。	特別支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、教員やサポーターの増員が必要である。また、特別支援学級の児童生徒が学校で安心して学べる環境の確保や他の生徒の理解を高める学習の充実が必要である。	特別支援学級の児童生徒が安心して学べる学校づくりに取り組むことを通して、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりにつなげることができる。	2:継続	学校教育課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(6)外国人の人権

●外国籍市民への生活支援

人権施策基本方針P17

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
外国語通訳設置	市役所各庁舎に外国語通訳を設置し、窓口での通訳業務やごみカレンダー、各種手続きの翻訳等を行う。	平成28年度からはNPO法人米原市多文化共生協会に通訳、翻訳、相談業務等の事業委託を行う。 相談件数 平成28年度:2,560件(実績) 平成29年度:3,602件(実績)	通訳、翻訳等の相談業務を実施し、外国籍市民への行政サービスの向上に努めた。 平成30年度:3,519件	平成30年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。	現在ポルトガル語および中国語の通訳、翻訳等を行っているが、その他の言語(少数言語を含め)への対応が課題である。今後は翻訳機の導入等新たなツールについても検討し、広く外国籍市民への生活支援を行うことができる体制づくりを考えていく。	日本語がわからない外国籍市民への行政サービス向上を目指し、外国籍市民にも親しみやすい市役所づくりに繋がる。	2:継続	人権政策課
外国語版広報の発行	広報まいばらの記事を翻訳し、外国語版として発行する。	平成30年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 平成28年度:毎月1回広報発行(実績) 平成29年度:毎月1回広報発行(実績) 平成30年度:毎月1回広報発行(目標)	毎月1回広報外国語版(ポルトガル語・中国語)の発行とホームページへの掲載を行い、215枚を外国籍従業員のいる事業所等に配布し、市の情報を提供することができた。	平成30年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 平成30年度:毎月1回広報を発行(目標)	外国語版広報は平成22年度から発行し、ウェブサイトには平成24年度から掲載している。ポルトガル語と中国語の2言語のみの対応であり、少数言語等への対応が課題である。	日本語がわからない外国籍市民に母国語での情報提供を行い、住みやすい環境作りに寄与することが期待できる。	2:継続	人権政策課
外国語版絆バトンの作成	外国語版絆バトンとして、外国語医療問診票や簡単な健康などに関する会話集を作成し、配布する。	各庁舎の窓口や、NPO法人米原市多文化共生協会に配布を依頼し、緊急時における外国人の意思疎通が円滑化を図る。 平成27年度配布本数:23本(実績) 平成28年度配布本数:16本(実績) 平成29年度配布本数:6本(実績)	平成30年度配布本数:0本	各庁舎の窓口や、NPO法人米原市多文化共生協会に配布を依頼し、緊急時における外国人の意思疎通が円滑化を図る。 作成から5年以上経過していることから、活用方法や内容等の再確認を実施する。	平成24年度にポルトガル語200本、中国語200本、英語100本を作成し、日本語教室の参加者等に配布しているが、在庫が少なくなっている。	日本語が話せない外国籍市民が医療機関へ行く時に病気やけがの症状を医師に説明する手助けとすることが期待できる。	2:継続	人権政策課
外国籍市民緊急指さしカードの作成	外国籍市民に対し、緊急時に必要な指さしカード(セーフティーカード)と説明書を配布する。	各庁舎の窓口や、NPO法人米原市多文化共生協会に配布を依頼し、緊急時における外国人の意思疎通が円滑化を図る。 平成27年度配布枚数:28枚(実績) 平成28年度配布枚数:13枚(実績) 平成29年度配布枚数:7枚(実績)	平成30年度配布枚数:5枚	各庁舎の窓口や、NPO法人米原市多文化共生協会に配布を依頼し、緊急時における外国人の意思疎通が円滑化を図る。 作成から5年以上経過していることから、活用方法や内容等の再確認を行う。	平成24年度にポルトガル語400枚、中国語400本、英語200枚を作成し、日本語教室の参加者等に配布を行っている。	日本語がわからない外国籍市民にセーフティーカード等の配布を行うことで啓発を図るとともに、安全安心なまちづくりを目指す。	2:継続	人権政策課
外国語による防災情報の提供	災害等発生時における必要な情報の伝達等に努める。	平成30年度についてもNPO法人米原市多文化共生協会と行政関係機関とが連携し、市が主催する総合防災訓練(10月14日予定)に参加し、防災意識の向上に努める。また、避難所における多言語標記について関係機関と連携し進める。 平成28年度:外国籍市民の防災勉強会開催。また、翻訳できた防災マップを次のとおり外国籍市民へ郵送し、情報提供を行い、防災意識の向上に繋がった。 中国語版:135世帯、ポルトガル語版:95世帯 平成29年度:市が主催する総合防災訓練(9月3日)外国籍市民参加者21人 地震体験、煙が充満した建物の体験、消火器体験、非常食の試食、その他体験や説明等を行った。	10月14日(土)市主催の防災訓練に外国籍市民が参加:4人 防災訓練実施に当たり、レスキューストックヤードと連携し、多文化共生ブースを設け、避難所で想定される困りごとなどを一般参加者にも啓発した。 ブース:避難所についての学習、簡易トイレづくり見学、衛生管理見学、非常食づくり	令和元年度についてもNPO法人米原市多文化共生協会と行政関係機関とが連携し、市が主催する総合防災訓練(10月予定)に参加し、防災意識の向上に努める。	平時においては外国語版防災マップの配布により防災への意識を高めていただく。災害時等には日本語がわからない外国籍市民への情報伝達をどのように行うかが課題であり、英語版の防災マップについても検討が必要である。	日本語がわからない外国籍市民に防災情報を提供し、啓発を図るとともに、安全安心なまちづくりに寄与することが期待できる。	2:継続	人権政策課

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
日本語教室の開催	市と米原市多文化共生協会が連携し、市内のボランティアを募集し、外国籍市民に日本語を学習する場を提供する。	今後もボランティアの確保に努めながら、外国籍市民の参加者を増やす。平成28年度はNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 平成28年度:41回開催、延べ267人参加 平成29年度:59回開催、延べ192人参加 平成30年度:年間30回以上開催、延べ200人以上参加(目標)	外国籍市民等を対象に、ボランティアの協力を得て、日本語の学習講座(週1回2時間程度)を米原および山東会場毎に 回開催し、日本語学習の機会を提供し、日常生活の一助とすることができた。 平成30年度:2会場で54回開催、延べ165人の参加(米原会場:12人参加、山東会場:34人参加) 日本語教室ボランティア登録人数:13人、教室参加延べ人数:117人	令和元年度もNPO法人米原市多文化共生協会において事業委託を行う。 年間30回以上開催、延べ200人以上参加(目標)	平成24年度から多文化共生協会のボランティアを中心に教室を実施しており、受講者拡大を図っている。ボランティア登録数が少ない傾向にあり、運営方法を検討する必要がある。	外国籍市民に日本で暮らす上で必要な日本語を学ぶ場を提供し、日本語の学習支援に寄与できる。	2:継続	人権政策課
地域防災への参加促進	外国籍市民に対して、災害時に対応できる支援体制の構築を図る。	外国籍市民に対する支援体制の一つとして、10月の総合防災訓練に外国籍市民にも参加をうながし、多文化共生協会とも連携し、避難所における体験訓練を実施する。	10月14日に伊吹薬草の里文化センターを会場に総合防災訓練を実施した。	引き続き外国籍市民に対する支援体制の一つとして、10月20日の総合防災訓練に外国籍市民にも参加を促し、多文化共生協会とも連携し、避難所における体験訓練を行う。	外国人住民の防災に対する認識は文化や出身地域等によって異なる。外国籍市民の言語や文化に日ごろから配慮するとともに、災害時に備えて、適切な情報提供や防災意識の向上を図る必要がある。	災害時における外国籍市民の支援体制の強化を図ること で、外国籍市民も安全安心で暮らすことができる防災体制を構築することが期待される。	2:継続	防災危機管理課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(6)外国人の人権

●ボランティア等の育成

人権施策基本方針P17

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
通訳ボランティア等の募集	市と米原市多文化共生協会が連携し、通訳ボランティア等の募集、登録を行う。	協会ボランティア登録者の増加を図る。平成29年度はNPO法人米原市多文化共生協会において募集事務を委託する。 ボランティア制度の見直しを検討。 平成27年度末:22人(実績) 平成28年度末:11人(実績) 平成29年度末:13人(実績)	平成30年度末登録者:11人 日本語教室等で協力を得ることができた。	令和元年度も米原市多文化共生協会において募集、登録増に努める。	米原市多文化共生協会と連携し日本語教室を開催しているが、ボランティア登録が少なく、今後の課題となっている。	ボランティアが増えることで、日本語教室の活性化等を図ることが期待できる。	2:継続	人権政策課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(6)外国人の人権

●多文化共生意識の醸成

人権施策基本方針P17

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
多文化共生イベント等の実施	市と米原市多文化共生協会が連携し、外国籍市民との食文化交流やイベントを開催する。	市と協会が連携し、交流を促進する。 平成28年度:事業数6、参加者延べ1,405人(実績) 平成29年度:事業数6、参加者延べ753人(実績) 平成30年度:年間5回以上開催(うちホストタウン(ニュージーランド)に関する事業の提供を1回以上を実施)(目標)	次の事業を開催し、外国籍市民と日本人がふれあう機会を提供することができた。 事業数8、参加者延べ226人 9月8日:そば打ち体験教室(22人) 9月22日～10月13日:英会話1. 2. 3. 4(ホスト支援)(4回開催、5人) 9月25日:「多文化共生の地域づくり」講演会(61人) 10月4日～11月8日:カリダ先生の歌とおしゃべり英会話(4回開催、ルッチプラザ、7人) 10月14日:外国籍市民防災教室(4人) 10月19日:多文化共生出前講座(5人) 12月15日:もちつき大会(36人参加) 3月9日:第3回多文化共生意見発表と交流会(50人参加) ※カーニバルルッチは竜巻により中止	年間5回以上開催(うちホストタウン(ニュージーランド)に関する事業の提供を1回以上実施)(目標)	平成23年度に多文化共生協会が設立されて以降、活動が行われており、ボランティアなど市民団体の育成が今後の課題であり、市内の学校や企業などと連携も必要である。 姉妹都市提携が行われていない。	異なる国籍や文化を持つ人々との相互交流・相互理解の促進に資することができる。	2:継続	人権政策課
広報紙等によるやパンフレット、講演会の開催による啓発	広報紙やパンフレットの作成・配布、多文化共生講演会の開催により、啓発を行う。	広報紙や講演会の開催により啓発活動を実施する。 平成28年度:広報誌の年2回発行(実績) その他 ・人権を考えるつどい(11月6日)にてパネル展示等啓発を実施 ・協会HP開設(8月1日) ・フェイスブック開設(2月14日) 平成29年度:10月1日・3月15日に協会広報誌を1,500枚発行し、市内各自治会にて回覧いただいた。 12月5日～:協会HPリニューアル更新 1月12日～:協働しがネットHP利用開設 平成30年度:広報誌は、年2回以上発行し、電子媒体等でも情報提供を行う(目標)。	6月15日・3月15日に協会広報誌を各1,500枚発行し、市内各自治会にて回覧いただいた。 ホームページ、フェイスブック、協働滋賀ネットへ事業の案内等を掲載した。	広報紙や講演会の開催により啓発活動を実施する。 広報誌は、年2回以上発行し、電子媒体等でも情報提供を行う。	米原市人権教育推進協議会等と連携しながら、市民を巻き込んだ人権教育・啓発を実践する必要がある。	日本人が外国籍市民の文化的背景や考え方を理解し、多文化共生推進への意識を高めることが期待できる。	2:継続	人権政策課
国際交流推進事業	国際理解を深めるため、広報紙等による啓発を行う。	ニュージーランドに関する情報収集を行い、様々な広報媒体を用いて情報発信を行う。また、ホストタウン事業戦略に基づき、ニュージーランド国職員の招へいなど、国際交流に向けた機運醸成を図る。 海外ボランティアなどの参加人数の増加を図るための啓発を行う。 平成27年度広報掲載回数2回(実績) 平成28年度広報掲載回数2回(実績) 平成29年度広報掲載回数6回(実績) 平成30年度広報掲載回数5回(目標)	随時ニュージーランドに関する情報収集を行った。また、ホストタウン事業戦略に基づき、7月に行われたニュージーランドとのホッケー国際交流試合で来市した選手との交流を深め、NZのホストタウンとして市民にPRを行った。 平成30年度広報掲載回数1回(実績)	東京オリパラに向けて、ホストタウンとしてニュージーランドに関する情報収集を行う。また、ニュージーランドホッケーチームの事前合宿誘致に向けて、ニュージーランド国職員の招へいなどの機会を探り、国際交流に向けた機運醸成を図る。 ※広報については県等からの依頼により実施しているため、数値目標にしない	・広報紙などに海外ボランティアや滋賀県シガン州友好親善使節団の募集等のお知らせを掲載するなど、国際理解や多文化共生の推進に向けて、積極的な啓発を行う。 ・ニュージーランドを相手国として東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン申請を行い、平成28年6月に登録された。	外国の多様な価値観などを身に付け、多文化共生推進への意識を高めることが期待できる。	2:継続	政策推進課

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
多文化共生教育の推進	外国語活動などによる自国以外の言語や文化への理解の推進および外国人を招いての学習機会の設定、自校外国籍児童生徒の学習支援を実施する。	ALT・MGTを通じた外国語活動・英語学習を中心に、多文化にふれる機会を増やす。 夏季休業中に、市内の子どもを対象とした英語フェスティバルを開催し、外国語や外国文化に触れる機会とする。 外国籍児童生徒に向けて、日本語指導支援員を配置する。	・ALT・MGTを通じた外国語活動・英語学習を計画的に進めることができた。 中学校:外国語 各学年140時間 小学校5,6年:外国語活動 35時間 小学校1～4学年:外国語活動 10時間 ・外国籍児童生徒に向けて、日本語指導支援員を配置した。	ALT・MGTを通じた外国語活動・英語学習を中心に、多文化にふれる機会を増やす。 夏季休業中に、市内の子どもを対象とした英語フェスティバルを開催し、外国語や外国文化に触れる機会とする。 外国籍児童生徒に向けて、日本語指導支援員を配置する。	ALT・MGTと連携した外国語活動や英語の学習を通して進めているが、語学の学習にとどまり、文化の学習まではなかなか進まない。一部の学校では大勢の外国人を招いての学習を進めているが、市内全域には広がっていない。 オールドカマーに対する差別や偏見の解消に向けた教育を行っている。	多文化共生教育を進めることによって、ニューカマー・オールドカマーを問わず外国人が住みよいまちづくりにつながり、日本人の価値観の多様化につながることも期待できる。	2:継続	学校教育課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(7)生活困難者の人権	●生活保護受給者の自立支援

人権施策基本方針P18

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
生活保護事業	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立生活に向けた援助を実施する。	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立生活に向けた援助を実施していく。 生活保護世帯数 平成27年度:125世帯(実績) 平成28年度:129世帯(実績) 4人を就労につなげることができた。 平成29年度:132世帯(実績) 4人を就労につなげることができた。	・生活保護世帯数 平成30年度:133世帯(実績) ・稼働能力のある生活保護受給者4人を就労につなげることができた。	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立生活に向けた支援を実施していく。	高齢者世帯や不安定雇用労働者の増加により、生活保護受給者の増加が見込まれる。	被保護者の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することができる。	2:継続	社会福祉課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(7)生活困難者の人権	●生活困窮者の自立支援

人権施策基本方針P18

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
自立相談支援事業(就労支援)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対して適切な支援を実施するため、緊急に支援が必要な場合など、生活困窮者の状況に応じて臨機応変に支援を行う。	生活困窮者の社会参加または就労の場を広げ経済的に自立できるよう支援していく。 平成29年度実績 困窮者対応相談件数 20件 既に就労しているケース 2件 生活保護に繋いだケース 2件 就労に繋がった件数 1件	生活困窮者の社会参加または就労の場を広げ経済的に自立できるよう支援していく。 平成30年度実績 困窮者対応相談件数 46件 既に就労しているケース 2件 生活保護に繋いだケース 6件 就労に繋がった件数 0件	生活困窮者の社会参加または就労の場を広げ経済的に自立できるよう支援していく。	就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難である人への早期発見早期支援が必要である。	就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える人など、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することができる。	2:継続	社会福祉課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(7)生活困難者の人権	●生活困窮者の自立支援に向けた庁内外の相談体制の確立

人権施策基本方針P19

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
自立相談支援事業(相談体制の確立)	生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場など生活困窮者が社会とつながりを実感できる地域社会の実現を図る。	生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的および継続的に相談支援を行うために、相談支援包括化推進員や各関係機関とのネットワークの構築および連携を行い支援を実施する。	生活困窮者の早期発見や見守りを行うため、地域のネットワークを構築してきた。 社協,民生委員,相談支援包括化推進員,子ども家庭相談室,学校教育課等	生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的および継続的に相談支援を行うために、相談支援包括化推進員や各関係機関とのネットワークの構築および連携を行い支援を実施する。	生活困窮者の課題は多用で複合的である。制度の狭間に陥らないよう、広く受け止め、就労の問題、心身の不調、家計の問題などの多様な問題に対応できるよう地域のネットワークを構築する。	生活困窮者の早期発見や見守りのための地域ネットワークを構築し、働く場や参加する場を広げていく。	2:継続	社会福祉課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(8)労働者の人権	●相談体制の充実

人権施策基本方針P19

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
企業・事業所訪問等による相談の実施	窓口担当者設置のある企業・事業所に対して、企業訪問を実施する。	窓口担当者設置のある企業・事業所に対して、企業訪問を実施し、訪問企業数の増加を図る。 平成28年度:92社(実績) 平成29年度:91社(実績) 平成30年度:96社(目標)	窓口担当者設置のある企業・事業所に対して、企業訪問を実施した。 平成30年度:98社(実績)	窓口担当者設置のある企業・事業所に対して、企業訪問を実施する。 令和元年度:98社(目標)	企業事業所訪問時に随時相談等を受け付けている。	企業訪問することで相談しやすい環境を作ることなどができる。	2:継続	商工観光課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(8)労働者の人権	●労働に関する啓発

人権施策基本方針P19

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
企業・事業所訪問等による啓発活動の実施	窓口担当者設置のある企業・事業所に対して、啓発活動の充実を図る。	訪問企業数を維持する。 平成28年度:92社(実績) 平成29年度:91社(実績) 平成30年度:96社(目標)	窓口担当者設置のある企業・事業所に対して、啓発活動を行った。 平成30年度:98社(実績)	訪問企業数を維持する。 令和元年度:98社(目標)	企業事業所訪問時に労働に関する情報提供を随時提供するなど、啓発に努めている。	企業訪問することで相談しやすい環境を作ることなどができる。	2:継続	商工観光課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(8)労働者の人権	●学校教育での充実強化

人権施策基本方針P19

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
労働者の人権についての教育の推進	小学校社会科や中学校公民などによる労働法規や労働問題についての学習を実施する。	小・中学校が連携し、系統だった取組の充実を図る。	・各学校区における小中連携のもと、校種をこえて系統だった学びを進める意識が広がりつつある。具体的取組の推進に向けた助言が必要である。	小・中学校が連携し、系統だった取組の充実を図る。	小学校の社会科では6年生の日本国憲法の学習において、中学校の公民分野では労働基準法の学習の際に採りあげている。	労働者の人権についての学習は、主権者教育の一環としての役割を果たすことが期待できる。	2:継続	学校教育課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(9)その他様々な人権	●HIV感染者等に対する啓発

人権施策基本方針P21

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
HIV感染者等に対する啓発	パンフレットの設置、ポスター掲示等	パンフレットの設置、ポスター掲示等を行い、正しい知識の普及と啓発に努める。	・パンフレットの設置、ポスター掲示等を行い、正しい知識の普及と啓発に努めた。	・パンフレットの設置、ポスター掲示等を行い、正しい知識の普及と啓発に努めた。	問い合わせがあれば、保健所での血液検査の受診を勧奨する。	感染に対する不安を解消し、早期に発見できる体制を整えることが期待できる。	2:継続	健康づくり課
エイズ・性感染症教育の実施	小学校保健科、中学校保健体育科における科学的知識指導と、感染者差別の防止教育を実施する。	引き続き、小学校保健科、中学校保健体育科の時間を中心に、各校の実情に応じた指導を行う。 (平成29年度) エイズや性感染症に関する学習を実施した学校数:小学校5校、中学校6校	市内全中学校で、小学校では7校でエイズ、性感染症予防に関する学習が行われた。児童生徒の発達段階に応じた指導が実施されている。	引き続き、小学校保健科、中学校保健体育科の時間を中心に、各校の実情に応じた指導を行う。	以前よりもエイズやHIVが話題になることが少なくなったが、HIVやその他の感染症患者に対する差別を防止するため、正しい知識を教える必要がある。	科学的な知識と差別の不合理さをあわせて学習することで、その他の差別事象に汎用することが期待できる。	2:継続	学校教育課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(9)その他様々な人権	●性同一性障害者・性的指向に関わる人権問題

人権施策基本方針P21

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
性的マイノリティについての教育の推進	文部科学省からの通知の周知・徹底をおこない、性的マイノリティの可能性のある児童生徒の支援についてのケース会議を実施する。	全体に向けては、「いろいろな人がいていい」という肯定的なメッセージを様々な機会を捉えて発信することや、「異性愛」中心だけでなく、LGBTを意識した言葉を添えたりするなど、安心して「カミングアウト」できる体制づくりを目指す。日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教師自身もよき理解者となるよう努める。	・中学校2校、小学校1校において、性の多様性に関わる内容の学習を実施した。	全体に向けては、「いろいろな人がいていい」という肯定的なメッセージを様々な機会を捉えて発信することや、「異性愛」中心だけでなく、LGBTを意識した言葉を添えたりするなど、安心して「カミングアウト」できる体制づくりを目指す。日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教師自身もよき理解者となるよう努める。	米原市の小中学校においても、性同一性障害の児童生徒が在籍することが十分にあり得る。ニュースなどを取り上げるなどして、児童生徒に身近な課題としてとらえさせ、考えさせる必要がある。	今後、米原市でも該当する児童生徒が在籍することになる可能性が高いので、性的マイノリティを蔑視する不合理さに今の段階から気づかせるなどの効果が期待できる。	2:継続	学校教育課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(9)その他様々な人権	●刑余者の人権

人権施策基本方針P21

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
社会を明るくする運動の実施	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。	第68回”社会を明るくする運動”を7月の強調月間に合わせて実施する。運動の趣旨を参加者が十分理解できるよう配慮しつつ、関係者・団体等の積極的な参加・協力を得て、各地域の実情に応じた効果的な方法により本運動を展開していく。 平成29年度実績 街頭広報活動:10回56人 一般公開ケース研究会、ミニ集会の実施:4回106人 街頭補導活動、防犯パトロール、声掛け運動:5回68人 矯正施設・更生保護施設訪問:5回120人 ワークショップ、親子触合い行事:1回86人 講演会、シンポジウム:1回21人 非行防止教室・薬物乱用防止教室:1回9人	・街頭広報活動:13回62人 ・一般公開ケース研究会、ミニ集会の実施:9回186人 ・街頭補導活動、防犯パトロール、声掛け運動:4回81人 ・矯正施設・更生保護施設訪問:5回120人 ・ワークショップ、親子触合い行事:1回85人 ・講演会、シンポジウム:1回21人 ・非行防止教室、薬物乱用防止教室:1回9人	第69回”社会を明るくする運動”を7月の強調月間に合わせて実施する。運動の趣旨を参加者が十分理解できるよう配慮しつつ、関係者・団体等の積極的な参加・協力を得て、各地域の実情に応じた効果的な方法により本運動を展開していく。	“社会を明るくする運動”の一層の推進を図るために、広く市民に犯罪・非行の防止と更生の援助のための理解と参加を求める。このために、保護司会、更生保護女性会を中心に、各協力団体と広報・啓発活動を積極的に推進し、各団体が効果的な活動が行えるよう支援を行う必要がある。	“社会を明るくする運動”7月の強調月間にあたり、広く市民に犯罪・非行の防止と更生の援助のための理解と参加を求めることができる。	2:継続	社会福祉課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(9)その他様々な人権	●インターネット等による人権侵害

人権施策基本方針P21

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
Facebookページ等による情報発信	市政情報やイベントなど、市の魅力を発信し、災害時などには迅速な情報提供に活用する。	他人に不利益を与えるなど、不適切な投稿と判断される場合は投稿内容の削除を行い、迅速・的確な情報提供に努める。	削除を行う不適切な事案なし。	他人に不利益を与えるなど、不適切な投稿と判断される場合は投稿内容の削除を行い、迅速・的確な情報提供に努める。	利用者による投稿内容が、個人等を誹謗中傷する内容に該当すると判断した場合は、米原市公式Facebookページ運用ガイドに基づき、発言者に断りなく投稿の全部または一部を削除することとなっている。これまでに該当事例はない。	利用者の情報リテラシー(情報活用力)への気づきを促す効果が期待される。	2:継続	情報政策課
インターネット等による人権侵害に対する研修会の実施	ネットの専門家を招いての中学校生徒研修会、教職員研修会、保護者研修会などを実施する。	ネットリテラシーの向上に向けて、全体的な機運を高めることを目指して、PTAとの協働や小中連携などを進める。 スマートフォンにかかるいじめ事案の防止に向けて、保護者向け啓発チラシを作成・配布し、啓発に努める。 市内全中学校においてインターネット、スマートフォンに関わる研修を実施する。	・市内全中学校、小学校は7校でスマートフォンなどによるネットに関する啓発学習を行った。 ・いじめ問題対策連絡協議会において作成した、「スマホ3箇条」を配布し、啓発を行った。	ネットリテラシーの向上に向けて、全体的な機運を高めることを目指して、PTAとの協働や小中連携などを進める。 スマートフォンにかかるいじめ事案の防止に向けて、保護者向け啓発チラシを作成・配布し、啓発に努める。 市内全中学校においてインターネット、スマートフォンに関わる研修を実施する。	中学校区や、学校ごとに研修会を実施している。ただ、全ての教職員、保護者、生徒が受講できているわけではないので、継続して実施する必要がある。また、LineなどのSNSをめぐるトラブルについては、小学校でも起きているので、小学校での実施も考えていく必要がある。	左記のネットによる人権侵害に対する教育は、他の差別事象に汎用することが期待できる。	2:継続	学校教育課

3 人権問題における分野ごとの施策について	
(9)その他様々な人権	●災害と人権

人権施策基本方針P21

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
米原市地域防災計画の修正業務	地域防災計画の修正を行う中で、避難所での生活等、人権に配慮した計画内容となるよう、国の指針等に基づき点検を行う。	国の法令改正や、社会情勢の変化に伴い、適時見直しを行う。本年度は総合防災訓練において、避難所運営をテーマに訓練を行い、得られた結果をもとに、人権に配慮した避難所運営が行えるよう、マニュアルと共に計画の見直しを行う。	10月14日に伊吹薬草の里文化センターを会場に総合防災訓練を実施した。実践的な避難所開設運営訓練を通じ、人権に配慮した避難所運営の意識付けを行うことができた。	引き続き、市総合防災訓練において、人権に配慮した避難所開設運営訓練を行う。また、国の法令改正や社会情勢の変化に伴い、適時見直しを行う。	「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等が十分計画に反映されているか検証が必要である。また、災害時には様々な課題が生じるため、平時から市民の意識啓発や相互理解を進めておく必要がある。	災害時に発生する課題の社会的要因を軽減するための取組は、平時からの相互理解の深まりにつながることを期待できる。	2:継続	防災危機管理課
避難行動要支援体制の構築	災害時の避難を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意した人の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守りや災害時の支援体制づくりを行う。	避難行動要支援者名簿の適正な管理 個別計画作成への継続支援 平成29年度実績 避難行動要支援者名簿への登録率:78.1% 個別計画の作成取組自治会数:33自治会	地域関係者への定期的な情報提供を行うことにより、適正な同意者名簿の管理を行った。 ・避難行動要支援者名簿への登録率 81.9%(平成30年度末) ・個別計画の作成取組自治会数 33自治会	・避難行動要支援者名簿の適正な管理 ・地域担当職員制度を活用し、自治会における個別計画作成への集中的な支援の実施	平常時から避難行動要支援者の的確な把握および情報の共有が求められており、名簿の作成、個別支援計画の策定を早急に行う必要がある。	災害・緊急時においても、誰もが安心・安全に暮らせるよう、地域住民による見守り活動の推進が図られる。	2:継続	くらし支援課

3 人権問題における分野ごとの施策について

(9)その他様々な人権

●個人のプライバシーの保護

人権施策基本方針P21

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
Facebookページ等による情報発信	市政情報やイベントなど、市の魅力を発信し、災害時などには迅速な情報提供に活用する。	各アカウントでの個人情報の収集・利用・管理については、米原市個人情報保護条例に基づき取り扱う。	削除を行う不適切な事案なし。	各アカウントでの個人情報の収集・利用・管理については、米原市個人情報保護条例に基づき取り扱う。	利用者による投稿内容が、本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容に該当すると判断した場合は、市公式Facebook ページ運用ガイドに基づき、発言者に断りなく投稿の全部または一部を削除することとなっている。これまでに該当事例はない。	IT化がもたらす利便性向上と、個人情報保護の両立によって、よりよいサービスの提供が期待される。	2:継続	情報政策課
情報セキュリティポリシーの実施	市職員自らが各職場において、チェックシートにて確認する。(セルフチェック)	設定していない。 チェックシートへの入力:100%(目標)	市職員によるチェックシートを用いた毎月のセルフチェックおよび新任職員への研修を実施し、個人情報の重要性と適正な取扱いについて認識を深めた。	チェックシートへの入力:100%(目標) 新任職員向け情報セキュリティ研修の実施	毎月、職員が各自、チェックシートの点検内容について確認するように依頼しているが、できていない部署もある。情報流出などを防ぐため、職員に対する研修会の実施や情報管理に関わる注意喚起を徹底する。	情報の漏えいに関して注意喚起が期待できる。	2:継続	情報政策課
住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度	住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した時、事前登録がある人に証明書を交付した事実をお知らせする。	本人通知事前登録者数の増加を図る。 平成27年度末(実績) 175人、登録率 0.44% 平成28年度末(実績) 242人、登録率 0.60% 平成29年度末(実績) 264人、登録率 0.66% 平成30年度末(目標) 300人、登録率 0.76%	・広報「まいばら」2019年3月1日号に掲載 ・市公式ウェブサイトに掲載 ・各窓口において啓発用チラシを配布し、ポスターを掲示 ・郵便による戸籍等請求の返送時に、「制度のお知らせ」チラシを同封 ・マイナンバーカード交付時に案内 ・各自治会で開催されるハートフル・フォーラム(地区別懇談会)および「米原市人権を考えるつどい」「米原市成人式」において、チラシを配布 ・庁舎掲示板において、職員に周知 平成30年度末:287人、登録率0.73%(実績)	本人通知事前登録者数の増加を図る。 令和元年度末:310人、登録率0.78%(目標)	平成26年2月から実施しており、平成27年2月から登録期間を無期限とした。市の広報誌への掲載のほか、ハートフル・フォーラム(地区別懇談会)や地域人権リーダー研修会などの市民が参加する人権研修会において制度の啓発を行っている。制度の周知や事前登録者の増加のために、今後も引き続き啓発していくことが必要である。	証明書の不正請求の早期発見や不正取得の抑止が期待でき、不正取得による身元調査など個人の権利侵害の防止を図ることが期待できる。	2:継続	地域協働課

4 その他人権施策を推進するために必要なこと

(1) 推進体制の充実

①市の推進体制

人権施策基本方針P22

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
米原市人権尊重のまちづくり推進本部の取組	人権尊重のまちづくりに関する必要な施策を総合的、効果的に推進するため、推進本部の会議を開催する。	平成28年度：1回開催(H28.5.20) 平成29年度：1回開催(H29.5.23) 平成30年度：随時開催予定	平成30年度：1回開催(H30.5.21) 平成30年度市の人権・同和行政の取組等について議論を行い、庁内の連携を図ることができた。	令和元年度：随時開催予定	人権尊重のまちづくり条例の目的達成のための施策等の推進を図るため、推進本部会議を随時開催し、庁内の連携を図る。年度当初に開催し、事業の精査等について、より議論を深めることが求められている。	市が実施する教育、啓発、福祉、健康、環境、産業および雇用等のすべての分野における必要な施策を積極的に推進し、人権尊重のまちづくりを進めることが期待される。	2:継続	人権政策課
米原市同和対策本部の取組	同和行政に関する総合対策を樹立し、その計画を円滑に実施するため、常任本部会等を開催する。	平成28年度：(実績) 同和対策本部会1回、啓発企画委員会2回、課長補佐級研修1回 平成29年度：(実績) 同和対策本部会1回、啓発企画委員会2回、課長補佐級研修1回 平成30年度：(目標) 同和対策本部会随時、啓発企画委員会2回、課長補佐級研修1回	同和対策本部会1回(5月21日)、啓発企画委員会2回(5月28日、1月23日)、課長補佐級研修1回(2月14日、43人参加)を開催した。平成30年度の人権・同和行政の取組等について議論を行った。また、啓発企画委員会では市職員全体研修会のテーマや課長補佐研修の進め方等について話し合い、有効な研修の開催に繋がった。	以下の会議を開催する。 同和対策本部会随時 啓発企画委員会2回 課長補佐級研修1回	同和行政に関する全庁的な取組として、常任本部会等を随時開催する。庁内組織をより強固なものとし取組の充実を図るため、課長補佐級職員を中心とした啓発企画委員会(差別事件・事象検証グループ)を平成26年度に設置した。今後も研修等に積極的に参加することが求められる。	人権・同和行政推進の責務を有する市職員の人権・同和問題に関する意識の向上を図り、率先して差別解消に当たること、地域のリーダーとなるための人材育成を図ることなどが期待される。	2:継続	人権政策課
米原市人権尊重のまちづくり審議会の取組	人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議する機関として、米原市人権尊重のまちづくり審議会を開催する。	平成28年度：年間1回開催(実績) 米原市人権施策推進計画について審議 平成29年度：年間3回開催(実績) 米原市人権施策推進計画、人権意識調査等について審議 平成30年度：年間3回開催予定	平成30年度：2回開催(8月10日、11月14日) 米原市人権施策推進計画(進行管理調査票)、人権意識調査等について審議した。また、隣保館の今後の在り方についての報告等を行った。	令和元年度：年間5回開催予定。 米原市人権施策基本方針(改訂版)の見直しについて、米原市人権施策推進計画の進行管理等について審議予定。	様々な人権課題に対して、同和対策本部会等の庁内組織で議論が行われる一方で、審議会での議論を通じて提言などを行うことにより、より実効的な人権施策の実現を目指していくことが求められる。	市が進める人権施策に対して、審議会で議論し、市に提言等を行うことで人権尊重のまちづくりに資することが期待できる。	2:継続	人権政策課
米原市同和教育推進本部の取組	設置規程に基づき、同和教育行政に関する総合調整や進行管理を行う。	必要に応じ、適宜同和教育推進本部会議、研修会等を開催する。 平成27年度：同和教育推進本部会議、研修会の開催1回(実績) 平成28年度：同和教育推進本部会議、研修会の開催1回(実績) 平成29年度：同和教育推進本部会議、研修会の開催1回(実績)	平成30年度 参加人数：40人(実績) (2月14日) 講演「部落差別解消推進法の具現化に向けて」講師 山崎 真由子 氏 同和教育推進本部員および市役所職員を対象に、部落差別解消推進法について学んでいただく研修会を企画した。推進法の具現化に向けて法律の基礎知識を身につけていただくことができた。	必要に応じ、適宜同和教育推進本部会議、研修会等を開催する。	同和教育行政に関する全庁的な取組として、本部員会議、研修会等を適宜開催する。	市職員の人権・同和問題に関する意識の向上を図り、率先して差別解消に当たること、地域のリーダーとなるための人材育成を図ることなどが期待される。	2:継続	生涯学習課

4 その他人権施策を推進するために必要なこと

(1) 推進体制の充実

② 関係機関との連携

人権施策基本方針P22

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
国、県、関係機関等との連携	国、県、関係機関等と密接に連携することに、人権施策をより効果的に推進する。	あらゆる人権課題の解消に向けて、各機関等が連携し、研修会の充実などより効果的な啓発を行う。	人権擁護委員をはじめ、滋賀県、滋賀県人権センター、大津地方法務局長浜支局等と連携を密にして啓発等を実施した。	あらゆる人権課題の解消に向けて、各機関等が連携し、研修会の充実などより効果的な啓発を行う。	人権擁護委員をはじめ、国、滋賀県との連携のほか、各種協議会、連絡会等と連携して、幅広い啓発活動、各種相談、情報交換等を行う。	市行政単独ではなく、各機関等が連携することにより、人権施策のより効果的な推進を図ることが期待できる。	2:継続	人権政策課

4 その他人権施策を推進するために必要なこと

(2) 人権擁護の推進

①相談窓口の充実

人権施策基本方針P22

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
総合相談窓口の設置(再掲)	女性の家庭生活や就労に関する「総合相談窓口」を設置し、女性が家庭と仕事の両立を図りながら安心して暮らせる環境作りを行う。	引き続き、総合相談窓口の設置を行い、関係機関との連携を図りながら、相談者の悩みに寄り添える体制づくりを行う。 平成27年度:相談件数31件(来庁18件、電話13件) 平成28年度:相談件数48件(来庁25件、電話22件、メール1件) 平成29年度:相談件数47件(来庁23件、電話21件、メール2件)	女性相談者の生活上の不安や就労に関する悩みに寄り添いながら、きめ細やかに対応できる総合相談窓口の設置を行うことができた。 相談件数42件(来庁19件、電話22件、メール1件)	総合相談窓口については、関係機関と連携を図りながら、相談者の悩みに寄り添いながら、人権政策課職員が一丸となって取組む。	女性相談者の生活上の不安や就労に関する悩みにきめ細やかに対応するために、平成27年度から相談員1名を配置し、関係機関等との連携に努めたが、平成29年度からは人権政策課職員で対応している。	総合相談窓口を設置し、ひとりで悩むことなく、気軽に相談ができる体制が整備され、不安や悩みの解消へとつながることが期待できる。	2:継続	人権政策課
消費生活相談	消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたる。	広報まいばら、出前講座、市公式ウェブサイト等で引き続き啓発に努める。 消費生活に係るトラブルの未解決率を減少させる。 平成27年度未解決率 29.2%(実績) 平成28年度未解決率 37.5%(実績) 平成29年度未解決率 34.1%(実績) 平成30年度未解決率 27.5%(目標)	・広報まいばらにおいて、消費生活相談コーナーを掲載(6回) ・出前講座のメニューとして掲載 ・市公式ウェブサイトで啓発 ・消費生活に係るトラブルの未解決率を減少させる。 ・相談件数…201件(うち苦情181件)うち解決7件 ※市民意識調査未実施のため未解決率は計上なし。	広報まいばら、出前講座、市公式ウェブサイト等で引き続き啓発に努める。 消費生活に係るトラブルの未解決率を減少させる。 令和元年度未解決率 27.5%	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談業務を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。	消費者の利益を守り、安心して安全な消費生活を確保することが期待できる。	2:継続	地域協働課
空家等に係る諸課題解決に向けた庁内連携体制の確立	空家等対策計画に基づき、関係部局が連絡調整できる連携体制を確立する。	・空家等の利活用について、まいばら空き家対策研究会等で情報収集、情報提供を行う。 ・固定資産税納税通知書に、空き家の適正管理についての案内を同封する。 ・市ウェブサイトにも空き家等の情報掲載を行う。	・空家等の利活用について、まいばら空き家対策研究会等で情報収集、情報提供を行った。 ・固定資産税納税通知書に、空き家の適正管理についての案内を同封した。 ・市ウェブサイトにも空き家等の情報掲載を行った。	・空家等の利活用について、まいばら空き家対策研究会等で情報収集、情報提供を行う。 ・固定資産税納税通知書に、空き家の適正管理についての案内を同封する。 ・市ウェブサイトにも空き家等の情報掲載を行う。	空家等に係る諸課題に総合的に対応していくため、関係部局による連携体制を確立し、社会的・経済的弱者に対する取組ができないか検討を行うために空家等の情報提供を行う。	社会的・経済的弱者に対する住宅支援を行うことで、安全安心な暮らしの確立に寄与することが期待できる。	2:継続	地域協働課
健康相談	保健師による個別相談	・特定保健指導実施率:70.7% ・特定健康診査以外の来所相談の実施 ※来所による健康相談 平成28年度実績:32人 平成29年度実績:160人	・保健指導実施率:77.6% ・保健指導者数:600人 ・来所による相談:延べ31件 ・出前での健康相談:40人(イベント等開催時に実施:2か所)	・保健指導実施率:80%	健診実施時に健診結果に対する相談対応に関するチラシを配布し周知に努めているが、自発的に相談に来られる市民が少ない。	相談事業の充実を図ることで、より、健康な生活を送るために必要な情報を提供し、病気の予防に取り組むきっかけとなることを期待できる。	2:継続	健康づくり課
心配ごと総合相談事業	毎月原則第2、第4火曜日に、相談員が心配ごと総合相談を実施する。	相談員との情報交換を密にし、市民窓口として気づきや提案を多くいただけるようにしていく。また、相談事項を関係機関につなぐ際に他職種連携が必要な場合に部署を超えてケース検討会議に報告し、市民サポートからの受け皿づくりを提案していく。 相談件数 平成29年度実績:21件	平成30年度は心配ごと相談員のアンケートを実施。相談員の認識として「相談件数に問わず相談できる居場所」の位置づけとして合意。2月7日に、心配ごと相談員情報交換会・研修会開催、平成22年度からの活動分析の他、「相談支援対応時に大切なこと」～引きこもる中高年の支援から～として日本スピリチュアルケアワーカー協会会長山添正氏(臨床心理士)を講師に受講。年度相談件数27件。	事業の事前問い合わせでの相談対応ができるときは、担当の社会福祉士等が該当の相談窓口につなぐ。事前相談内容や相談件数が把握できるときには、当時の相談員に伝え相談活動の時間配分等相談がスムーズにできるつなぎを行う。心配ごと相談から関係機関につなぐ必要があるときは、包括内で協議し、市民サポートからの受け皿づくりを提案していく。	やすらぎハウス、近江公民館、ルッチプラザ、ゆめホール、米原げんきステーション、愛らんどで実施し、相談料は無料である。相談員は、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員であり、情報交換会と研修会を開催している。	日常生活の困りごとなど、あらゆる心配ごとを相談員に気軽に相談し、解決の糸口などをつかむきっかけとすることが期待できる。	2:継続	くらし支援課

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
弁護士による法律相談	毎月第4木曜日に、弁護士が相談に応じる法律相談を開設する。	心配ごと相談での問合せ内容において、法律相談が望ましい場合や相談対応ができる窓口として、問合せ内容に合わせた案内をしていく。 相談件数 平成29年度実績:29件	相談件数 27件(複数課題の相談が多い。また、相談内容を各事業の相談窓口につなげる内容ではない、個人の利害関係に関する内容も多くなっている。)	心配ごと相談での問合せ内容において、法律相談や他の機関の対応が望ましい場合には、問合せ内容に合わせた案内をしていく。	やすらぎハウス、ルッチプラザ、ゆめホール、愛らんどで実施。法律事務所へ委託し、相談料1,000円(30分)	トラブルに巻き込まれたり、様々な問題を抱えた相談者が、より法律的・専門的な相談をすることが期待できる。	2:継続	くらし支援課
子ども家庭相談室(再掲)	家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。	子ども家庭支援ネットワークと子ども若者支援地域協議会の連携による相談支援を実施する 平日9時00分～17時00分 常時開催 ・子ども家庭相談室 (18歳未満の子どものいる家庭) 相談件数:H29…233件	児童および妊産婦に関し、必要な実情の把握に努め、必要な情報の提供、家庭その他からの相談、調査、指導などを行った。 平成30年度実績 (虐待38件、養護相談198件…総計236件)	児童および妊産婦に関し、必要な実情の把握に努め、必要な情報の提供、家庭その他からの相談、調査、指導などを行う。	子どもから青少年・若者まで子どもと家庭に関わる様々な心配ごとについて家庭相談員が相談を受け、福祉、保健、教育、その他関係機関と連携して問題解決に向け役割分担や支援を行う。	関係機関がケースの情報を共有し、役割分担しながら子どもの命を守る視点で支援することで、子どもの安全安心な生活が守られる。	2:継続	子育て支援課
こころの教育相談	小中学生を対象にした不登校・不適應に関する相談窓口を設置する。	学校等を通じて、随時申込みを受け付ける。(平日の午前8時30分から午後5時15分まで) 平成27年度36件(実績) 平成28年度28件(実績) 平成29年度22件(実績)	・学校等を通じて、17件の教育相談を受け付けた。 平成30年度実績 17件 小学校10件 中学校 5件 高校 1件 成人 1件	学校等を通じて、随時申込みを受け付ける体制を整える。(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)	不登校・精神的な不安定・気になる行動・発達障がいによる不適應等、悩みや不安を抱えた保護者・児童生徒を対象に臨床心理士による予約制の教育相談を行う。課題として、義務教育終了後のサポートが十分でないことが挙げられる。	教育相談体制の充実を図ることで、様々な不安や悩みを抱えた子どもたちを適切に支援し、自立心や集団への適応力を養うことが期待できる。	2:継続	学校教育課

4 その他人権施策を推進するために必要なこと

(2)人権擁護の推進	②人権侵害に対する救済
------------	-------------

人権施策基本方針P23

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
人権侵害に対する救済制度の確立	人権侵害に係る救済制度について、近畿市長会を通じて国への要望を行う。	今後も実効性のある人権救済制度の確立に向けて、引き続き、近畿市長会を通じて国への要望を行う。	近畿市長会を通じて、平成31年度人権施策並びに予算に関する提言および要望を行い、関係自治体の連携が図れた。	引き続き、近畿市長会を通じて国への要望を行う。	人権侵害に係る救済制度については、人権擁護施策推進法や国の付帯決議で国の責務とされており、実効性のある人権救済制度の確立が求められる。	制度の確立により、人権侵害の被害者救済が迅速かつ効果的に実施されることが期待できる。	2:継続	人権政策課

4 その他人権施策を推進するために必要なこと
(3) 推進計画の策定および基本計画の見直し

人権施策基本方針P23

実施事業名	事業内容	平成30年度 実施目標	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	人権の視点から見た効果	取組状況	担当課
方針の見直しおよび推進計画の策定	人権施策基本方針の見直しと方針に基づく推進計画(行動計画)の策定	平成28年度から各課に依頼し、適正な進行管理に努め、人権尊重のまちづくり審議会で意見等を求める。 平成26年度:人権施策基本方針(改訂版)策定 平成27年度:人権施策基本計画を策定し、平成28年度以降各課の施策を検証する。	人権施策推進計画進行管理調査票を各課にて記入いただき、ヒアリングを実施した。ヒアリングを踏まえ、修正した調査票を人権尊重のまちづくり審議会にて審議した。 ※関連事業数160	引き続き、米原市人権施策推進計画(行動計画)の取りまとめと適正な進行管理に努めるとともに、米原市人権施策基本方針(改訂版)の見直しについて人権尊重のまちづくり審議会で意見等を求める。	平成21年3月に策定した人権施策基本方針を平成27年2月に改訂し、推進計画を策定した。今後も人権意識調査の実施と合わせて、社会情勢の変化等を考慮し、方針の見直し等を適宜行う。	方針に掲げる施策およびその基本的方向について、施策内容を定期的に点検し、取組状況を把握することによって進行管理を適切に行うことが期待できる。	2:継続	人権政策課
人権意識調査の実施	市民の人権問題に関する意識を問うことにより、今後の施策の方向性などを見いだす。	平成29年度に実施した市民意識調査をもとに人権意識調査報告書および概要版を作成する。	人権政策課で素案を作成し、平成30年度に実施した人権尊重のまちづくり審議会にて審議を行い、報告書および概要版を作成した。	人権意識調査報告書の内容をもとに、米原市人権施策基本方針の見直しを行う。	平成18年度、平成24年度に実施しており、今後も概ね5年ごとに調査を実施する。調査項目等の内容については、今後も人権尊重のまちづくり審議会で議論を深め、より効果的な啓発等に生かす。全ての人権問題において、より詳細な実態把握を行うことが課題となっている。	市民の人権意識を把握することにより、今後の施策展開の基礎資料とすることができる。	2:継続	人権政策課